

大井川広域水道用水供給事業

静岡県大井川広域水道企業団

経営戦略2019

2024改定版

2024年3月

静岡県大井川広域水道企業団

第1章 趣旨

1 目的	1- 1
2 位置づけ	1- 2
3 計画期間	1- 2

第2章 事業の沿革と概況

1 経緯と沿革	2- 1
2 概況	2- 2
3 これまでの主な経営健全化の取組	2- 8

第3章 経営環境の現状と見通し

1 国の動き	3- 1
2 経営戦略2019 行動計画の検証	3- 3
3 水源と利水	3- 7
4 水管理	3- 9
5 施設更新実施計画	3-13
6 施設管理	3-16
7 組織・体制	3-20
8 財政	3-22
9 地域社会との共生・環境との調和	3-28
10 連携	3-29

第4章 ビジョンと経営戦略

戦略体系 [ビジョン▶経営戦略▶経営計画]	4- 1
1 ビジョン — 将来に向けた根本的な方向性—	4- 2
2 経営戦略 改定版 — ビジョンを実現するための取組方針—	4- 6

第5章 経営計画（行動計画）

戦略1	流域と連携した水源の確保	5- 1
戦略2	安心して安全な水道水の供給	5- 2
戦略3	施設更新事業の推進	5- 3
戦略4	設備の適正な維持管理	5- 4
戦略5	持続可能な体制の整備	5- 5
戦略6	持続可能な財政運営	5- 6
戦略7	地域社会との共生	5- 7
戦略8	環境との調和	5- 8
戦略9	地域連携による水道広域化	5- 9
戦略10	官民連携による民間技術の活用	5-10
戦略11	D X等の導入	5-11

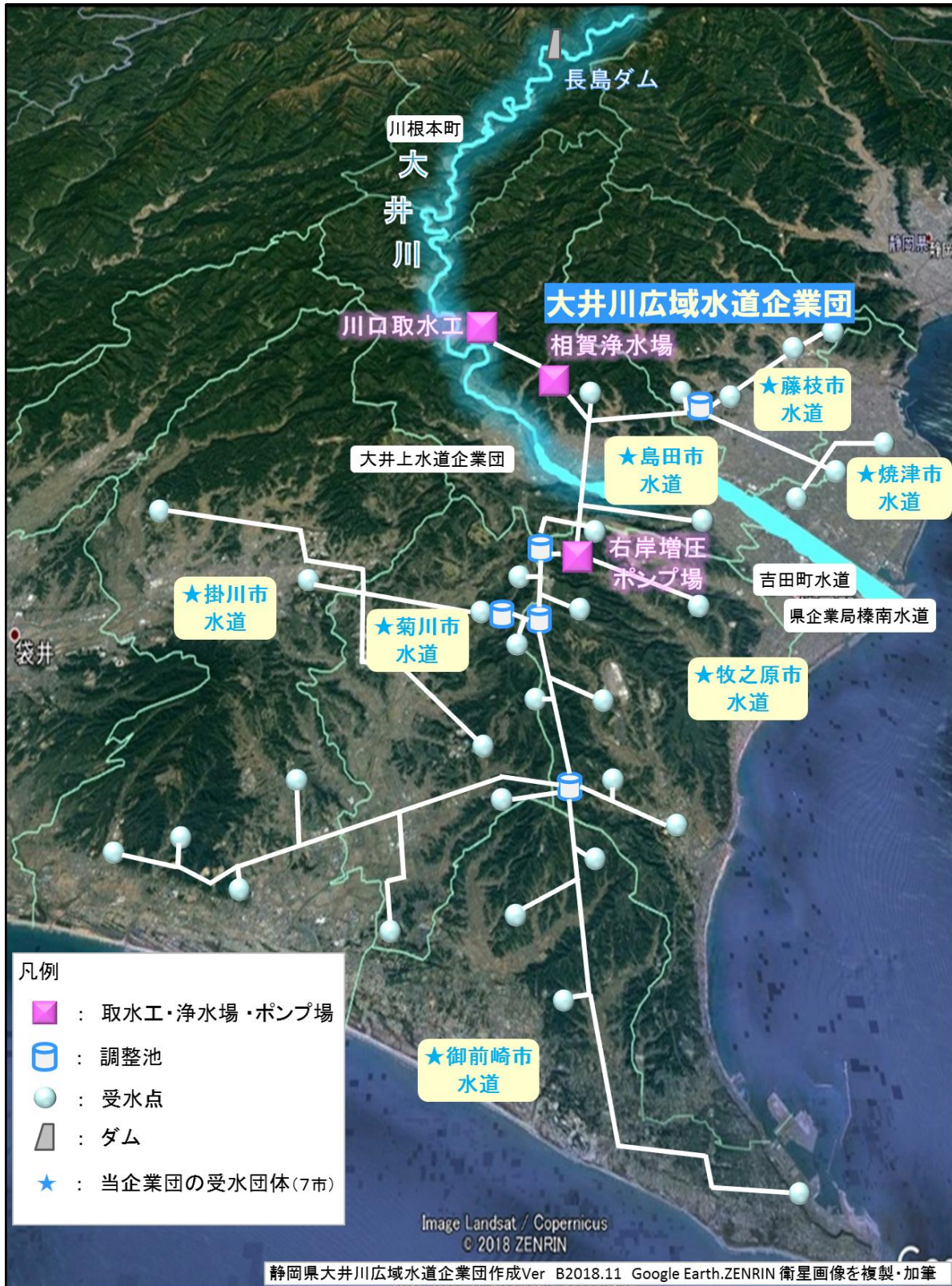
第6章 経営計画（投資・財政計画）

1	投資・財政計画の概要	6- 1
2	投資・財政計画（収支計画）	6- 2
3	投資試算	6- 6
4	財源試算	6- 8
5	その他経費	6- 9
6	計画に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要	6-10

第7章 進行管理

進行管理	7- 1
------	------

大井川流域





第1章



趣 旨

1 目的	1- 1
------	------

2 位置づけ	1- 2
--------	------

3 計画期間	1- 2
--------	------

1 目的

静岡県大井川広域水道企業団（以下「企業団」という。）は、昭和52年2月、大井川上流の長島ダムを水源として大井川下流域の4市10町（現在は島田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御前崎市、菊川市及び牧之原市の7市。以下「受水団体」という。）に水道用水の供給を行うことを目的として設置され、昭和63年に用水供給を開始して以来、受水団体とともに人々の生活と産業活動を支えてきました。

水道事業の経営にあたっては、中長期的な展望に基づいた事業の指針となる「地域水道ビジョン2009」（平成20年度）の策定や、健全な事業経営を推進するための計画として「第1次中期経営計画（平成21年度～平成25年度）」、「第2次中期経営計画（平成26年度～平成30年度）」を策定し、「水道施設の適切な維持管理による健全で安定した事業経営」に努めてきました。

平成31年3月には、平成25年3月に厚生労働省が策定を求めた「新水道ビジョン」、平成26年8月に総務省から要請のあった「経営戦略の策定」、そして平成30年12月12日に公布された改正水道法の趣旨を踏まえ、中長期的な視点に立って対処すべき課題を整理したうえで、将来の方向性（ビジョン）、当面10年間の取組方針（経営戦略）、取組の具体的な方策と財政マネジメント（経営計画）を骨格とした「静岡県大井川広域水道企業団経営戦略2019（以下「経営戦略2019」という。）」を策定し、行動計画に基づき、事業に取り組んできました。

現在の水道事業を取り巻く環境を見渡すと、人口減少や産業構造の変化などに伴う水需要の減少、施設の老朽化に伴う更新需要の増大、職員の減少・高齢化に伴う人材の確保・育成などが課題として挙げられます。また、巨大地震発生の可能性や、気候変動に伴う気象災害リスクの高まりなど、水道の安全性と継続性を脅かす多くの問題が存在し、水道事業の経営にとって大変厳しい時代を迎えています。

企業団においても、創設時に整備した水道施設の更新時期の到来、ベテラン職員の退職や人材確保の困難化に伴う技術水準の低下の懸念、発生の切迫性が指摘されている南海トラフ地震への対応等、多くの課題を抱えています。

この度、経営戦略2019の改定期を迎えるにあたり、国や県等の施策の方向性と5年間の進捗を踏まえ、「行動計画」を見直しするとともに、令和5年度に策定した「施設更新実施計画」を着実に推進するため、「投資・財政計画」の見直しを中心とした経営計画の改定を行いました。今後も健全で安定した事業経営を維持するとともに、事業基盤の一層の強化に向けた様々な課題に取り組み、将来に亘って持続的に運営できる水道用水供給事業の実現に努めてまいります。

2 位置づけ

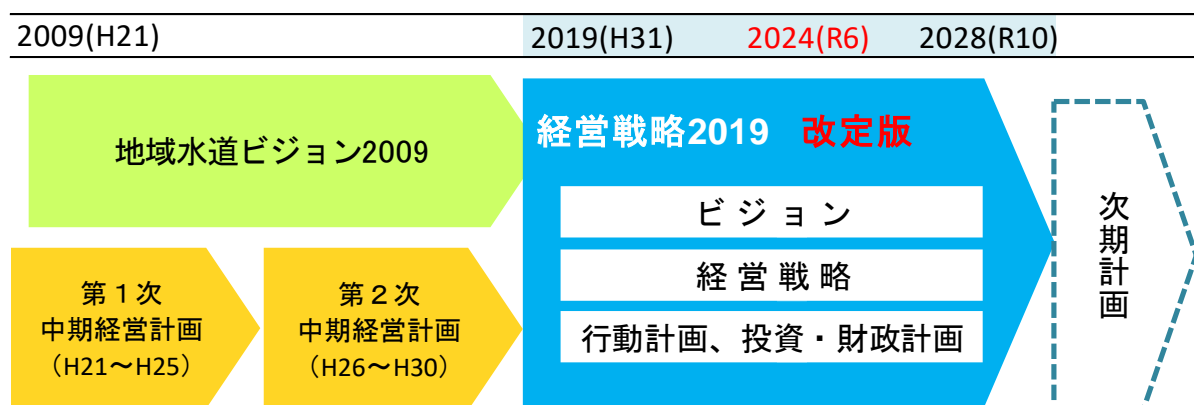
- (1) 「経営戦略2019 2024改定版」は、平成25年3月に厚生労働省が策定・公表した「新水道事業ビジョン」及び平成26年8月に総務省から策定を要請された「経営戦略」の両方の内容を兼ね備えた計画とします。
- (2) 「経営戦略2019 2024改定版」は、令和4年1月25日付けで総務省より発出された「経営戦略の改定推進について」により見直しを要請された内容で改定します。
- (3) 各事業・業務の実施に関する個別計画を「経営戦略2019 2024改定版」の下位計画に位置づけ、相互に反映させるものとします。

3 計画期間

平成31年度から令和10年度までの10年間の計画期間とします。

ただし、計画期間の中間年度である令和5年度に、企業団を取り巻く経営環境の変化や経営戦略2019をはじめとする各計画に基づく取組の進捗状況等を踏まえて、経営戦略2019の改定を行いました。

経営戦略2019 2024改定版の位置づけ



経営戦略2019 2024改定版の構成

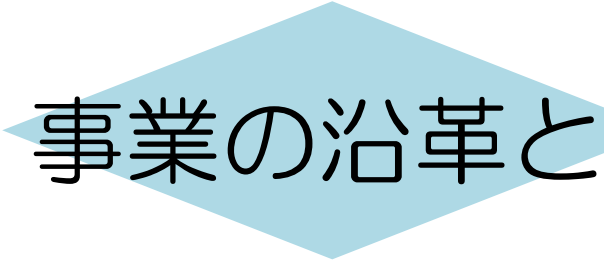
第1章	趣 旨	
第2章	事業の沿革と概況	
第3章	経営環境の現状と見通し	
第4章	ビジョン ～将来の根本的な方向性～	
	経営戦略改定版 ～ビジョンを実現するための取組方針～	
第5章	経営計画（行動計画）	
第6章	経営計画（投資・財政計画）	
第7章	進 行 管 理	

経営戦略2019 2024改定版の主な下位計画

- 施設更新実施計画（令和5年度策定）
（浄水、送水施設の全体更新計画）
- 設備保守計画（年次計画）⇒個別施設計画を包括
（設備の点検・修繕・更新計画）
- 水安全計画（令和5年度改定版）
- 水質検査計画（毎年度計画）
- 水質機器更新等計画（年次計画）
（水質発信機設備点検計画・水質機器定期点検及びリプレイス計画）
- 第4次地球温暖化対策実行計画（平成30年度策定）
- 事業継続計画（BCP）総論編（令和2年度策定）



第2章



事業の沿革と概況

1 経緯と沿革

- (1) 経緯 2- 1
- (2) 沿革 2- 1

2 概況

- (1) 用水供給事業 2- 2
- (2) 施設・設備 2- 5
- (3) 用水供給料金 2- 7
- (4) 組織 2- 7

3 これまでの主な経営健全化の取組

- (1) 経費削減 2- 8
- (2) 官民連携 2- 8

1 経緯と沿革

(1) 経緯

企業団は、国土交通省所管の長島ダムを水源として、大井川下流域の4市10町（現在7市。以下「受水団体」という。）に水道用水を供給することを目的として、地方自治法第284条第2項に基づき、昭和52年2月に県及び受水団体（以下「構成団体」という。）により設立された特別地方公共団体（一部事務組合）です。

昭和52年9月、計画1日最大給水量を160,700m³とする水道用水供給事業の認可を得て、1期（創設）事業に着手しました。昭和63年4月に4市6町に一部給水を開始（平成3年4月全部給水）、平成10年3月をもって1期（創設）事業が完了しました。

平成7年11月、計画1日最大給水量を321,400m³に増量する変更認可を得て、2期（変更）事業に着手しましたが、平成20年2月に実施した事業再評価により計画1日最大給水量を創設当初の160,700m³に見直し、平成26年3月、一部の工事をもって2期（変更）第1段階事業を完了しました。

(2) 沿革

年 月	内 容
昭和52年 2月	企業団設立許可(自治大臣)
昭和52年 9月	水道用水供給事業経営認可(厚生大臣)、1期(創設)事業着手
昭和61年11月	本水利権許可(1期事業分2.0m ³ /s)
昭和63年 3月	暫定水利権の許可(S63 0.62m ³ /s)
昭和63年 4月	一部給水開始(平成3年4月全部給水)
平成 5年 4月	第1回料金改定
平成 7年11月	水道用水供給事業変更認可(厚生大臣)(計画1日最大給水量321,400m ³)、2期(変更)事業着手
平成10年 3月	1期(創設)事業完了
平成12年 2月	事業再評価(第1回)実施
平成12年 4月	第2回料金改定
平成14年 3月	長島ダム竣工
平成16年 9月	事業再評価(第2回)実施
平成17年11月	「地域再生計画(長島ダム使用権工業用水へ分割・移転)」認定
平成19年 3月	長島ダム使用権分割・移転許可(国土交通省)
平成19年 4月	ダム使用権0.1m ³ /sを東遠工業用水道へ転用
平成20年 2月	事業再評価(第3回)実施
平成24年 4月	ダム使用権の0.1m ³ /sを東遠工業用水道へ転用(計0.2m ³ /s転用)
平成26年 3月	2期(第1段階)事業完了
平成27年 3月	「施設更新基本計画」を策定
平成29年 4月	第3回料金改定
平成31年3月	経営戦略2019を策定
令和4年3月	「施設更新修正基本計画」を策定 大井川広域水道用水供給事業と榛南水道用水供給事業との統合に係る基本協定書を締結
令和6年3月	「経営戦略2019中間改定版」を策定 「施設更新実施計画」を策定

2 概況

(1) 用水供給事業

ア 水源整備事業

大井川広域水道の水源である長島ダムは、大井川総合開発の一環として平成14年3月に榛原郡本川根町（現：川根本町）地先に建設された国土交通省直轄の多目的ダムであり、洪水調整、流水の正常な機能の維持、かんがい、工業用水及び水道用水の供給を目的としています。

企業団は水道用水 $6.0\text{m}^3/\text{s}$ のダム使用権を所有していましたが、「地域再生計画（平成17年11月）」により、 $0.2\text{m}^3/\text{s}$ を東遠工業用水道に転用したことから、現在のダム使用権は $5.8\text{m}^3/\text{s}$ となっています。

	長島ダムの事業概要			
設置者	国土交通省			
河川名	一級河川大井川			
位置	静岡県榛原郡川根本町大字梅地(左岸)、犬間(右岸)			
形式	重力式コンクリートダム			
工期	昭和52年度～平成13年度			
貯水池	総貯水量: $78,000,000\text{ m}^3$ 有効貯水量: $68,000,000\text{ m}^3$			
目的	<p>【洪水調整】 長島ダムの建設される地点における計画高水流量$6,600\text{m}^3/\text{s}$のうち、$1,600\text{m}^3/\text{s}$の調整を行い、下流市町を水害から守る。</p> <p>【流水の正常な機能の維持】 下流の既得用水の補給等、流水の正常な機能の維持と増進を図る。</p> <p>【かんがい】 牧之原地区の$5,145\text{ha}$の農地にかんがい用水の補給を行う。</p> <p>【水道用水】 静岡県大井川広域水道企業団に1日最大$501,120\text{m}^3$の水道用水の取得を可能にする。</p> <p>【工業用水】 東遠工業用水道企業団に1日最大$17,280\text{m}^3$の工業用水の取得を可能にする。</p>			
建設費費用負担割合	国土交通省: 64.0%	企業団: 33.9%	農林水産省: 2.1%	-
最大取水量(ダム使用権)	-	水道用水: $6.0\text{m}^3/\text{s}$	農業用水: $3.045\text{m}^3/\text{s}$	-
地域再生計画によるダム使用権の変更	変更なし	企業団: 32.770% H19: $5.9\text{m}^3/\text{s}$ H23: $5.8\text{m}^3/\text{s}$	変更なし	東遠工業用水: 1.130% H19: $0.1\text{m}^3/\text{s}$ H23: $0.2\text{m}^3/\text{s}$
建設費	総事業費: 1,647億円(うち水道負担分(33.9%): 560億円) ※水道負担分のうち、 $2.0\text{m}^3/\text{s}$ 分を除く $3.8\text{m}^3/\text{s}$ 分については静岡県の負担で賄われています。			

イ 施設の整備事業

(ア) 1期(創設)事業

1日最大給水量 160,700m³の水道用水を供給するため、昭和52年度から平成9年度までにかけて、取水施設、導水施設、浄水施設、送水施設(右岸増圧ポンプ場、4調整池、送水管路146km等)を整備しました。

(イ) 2期(変更)事業

富士山静岡空港や新東名高速道路などの整備により、人口の増加や企業の進出などによる大井川地域の水需要の増加が見込まれたことから、平成7年度に計画1日最大給水量を321,400m³とする変更認可を得て、拡張を計画しました。その後、平成19年度の事業再評価の結果を受け、平成25年度までに送水施設(1調整池、送水管路41km等)の整備をもって2期(変更)事業を完了しました。

<事業再評価>

厚生労働省からの事業再評価の実施通知に基づき、平成7年度の事業変更認可から5年後の平成11年度以降、2回の事業再評価を実施し、事業の効率的な執行に努めています。

平成11年度実施の事業再評価により、左岸側に多くの未使用水量があることから1日最大20,000m³/日の右岸への融通を進めるとともに、将来の水需要が不透明であることから、暫定的に2期(変更)事業計画の工期や給水開始日にとらわれず各受水団体の水需要に対応して重点的かつ段階的に整備を実施することとしました。また、平成19年度実施の事業再評価により、計画1日最大給水量を321,400m³から160,700m³に見直しました。

実施年度	方針
平成11年度	<ul style="list-style-type: none"> ・2期(変更)事業計画の工期や給水開始日にとらわれず、各受水団体の水需要に対応して重点的かつ段階的に整備を実施する。 ・左岸の未使用水のうち1日最大20,000m³/日を暫定的に右岸に融通するための施設整備を行う。
平成16年度	<ul style="list-style-type: none"> ・2期第1段階事業の送水施設整備を継続する。 ・2期第1段階事業の完了が見込まれる平成19年度に再度の評価を行う。
平成19年度	<ul style="list-style-type: none"> ・計画1日最大給水量を321,400m³から160,700m³に見直す。 ・1期(創設)施設の有効活用を図りつつ、左岸から右岸へ1日最大20,000m³/日の相互融通に必要となる施設整備を「継続」実施する。

第2章 事業の沿革と概況

	事業概要	
	1期（創設）	2期（変更）
事業認可日	平成52年9月29日	平成7年11月30日
事業費	475億円	700億円（認可） ※第1段階整備：121億円（実績）
目標年次	昭和61年度	平成25年度
工期	昭和52年度～平成9年度（実績）	平成7度～平成17年度 ※第1段階整備：平成25年度（実績）
水源	一級河川大井川 長島ダム	
取水水量	2.0m ³ /s（全体計画6.0m ³ /s）	4.0m ³ /s（全体計画6.0m ³ /s） ※第1段階整備：2.0m ³ /s
供給水量	計画1日最大給水量 160,700m ³ /日 左岸 75,200m ³ /日 右岸 85,500m ³ /日	計画1日最大給水量 321,400m ³ /日 ※第1段階整備：160,700m ³ /日 左岸 55,200m ³ /日 右岸 105,500m ³ /日
供給対象	4市10町（現7市） 島田市・焼津市・藤枝市・岡部町・大井川町 掛川市・御前崎町・相良町・榛原町・大東町 大須賀町・浜岡町・小笠町・菊川町	4市10町1企業団（現7市1企業団） 島田市・焼津市・藤枝市・岡部町・大井川町 掛川市・御前崎町・相良町・榛原町・大東町 大須賀町・浜岡町・小笠町・菊川町 大井上水道企業団
計画給水人口	603,800人（昭和70年度）	747,400人（平成25年度）
現在給水人口	600,454人（平成29年度）	
主要施設	取水施設：本取水口・予備取水口 導水施設：導水トンネル 浄水施設：無薬注凝集沈澱池、 急速ろ過池、浄水池 排泥・濃縮槽、脱水機、天日乾燥床 送水施設：右岸増圧ポンプ場、4調整池 送水管等	取水施設：— 導水施設：導水トンネル 浄水施設：無薬注凝集沈澱池、 急速ろ過池、浄水池 排泥・濃縮槽、脱水機、天日乾燥床 送水施設：増圧ポンプ場、調整池 送水管等 ※第1段階整備 送水施設：1調整池、送水管等

(2) 施設・設備

ア 取水施設（川口取水工）

川口取水工は、農林水産省と企業団の共同工事により、島田市川口地内の中部電力株式会社の川口発電所放水庭地点に設置された取水施設であり、農業用水、工業用水及び水道用水を取水するための共有施設と、水道用水のための上水専用施設で構成されています。

本取水口から発電放流水を取水し、伊久美川サイホン、分水井を経由して、相賀浄水場まで導水しますが、川口発電所の点検等で放流がされない場合は、大井川本川に設置してある予備取水口から取水します。



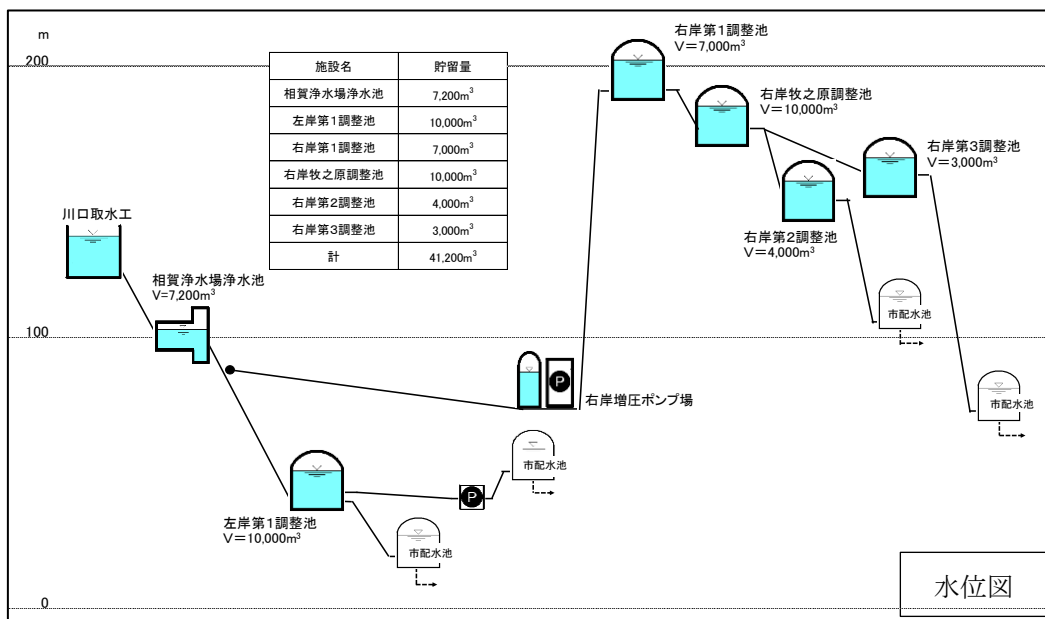
イ 浄水施設（相賀浄水場）

相賀浄水場は、1日最大 172,800m³の原水処理能力を有した浄水施設です。川口取水工から導水された原水を、凝集沈澱、急速ろ過システムにより処理し、1日最大給水量 160,700m³の水道用水を浄水します。



ウ 送水施設（管路・調整池）

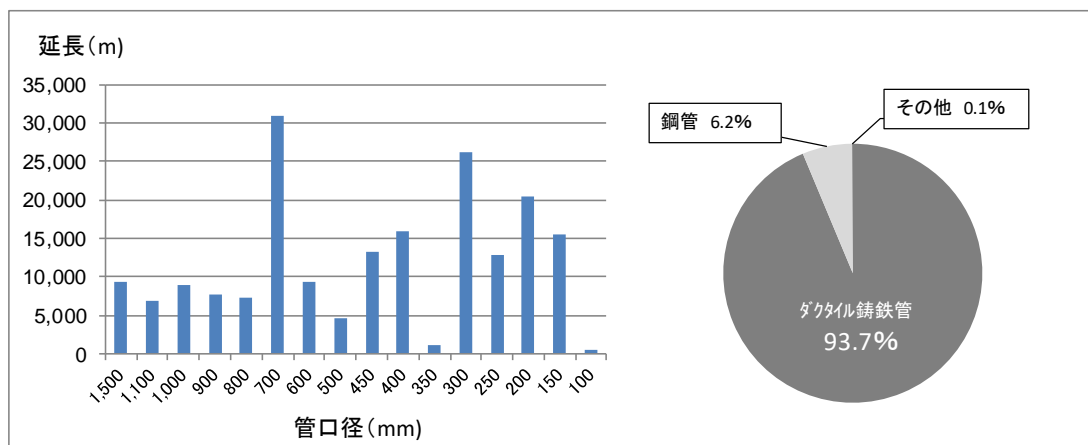
相賀浄水場で浄水処理された水道用水を、大井川を境にして左岸系（島田市、焼津市、藤枝市）及び右岸系（掛川市、御前崎市、菊川市、牧之原市）の各配水池に送水します。左岸系は主に自然流下による送水となり、右岸系は右岸増圧ポンプ場での加圧により牧之原台地の右岸第1調整池に送水した後、自然流下による送水となります。



<右岸増圧ポンプ場>



<右岸牧之原調整池>



<送水管口径別延長>

<管種別内訳>

(3) 用水供給料金

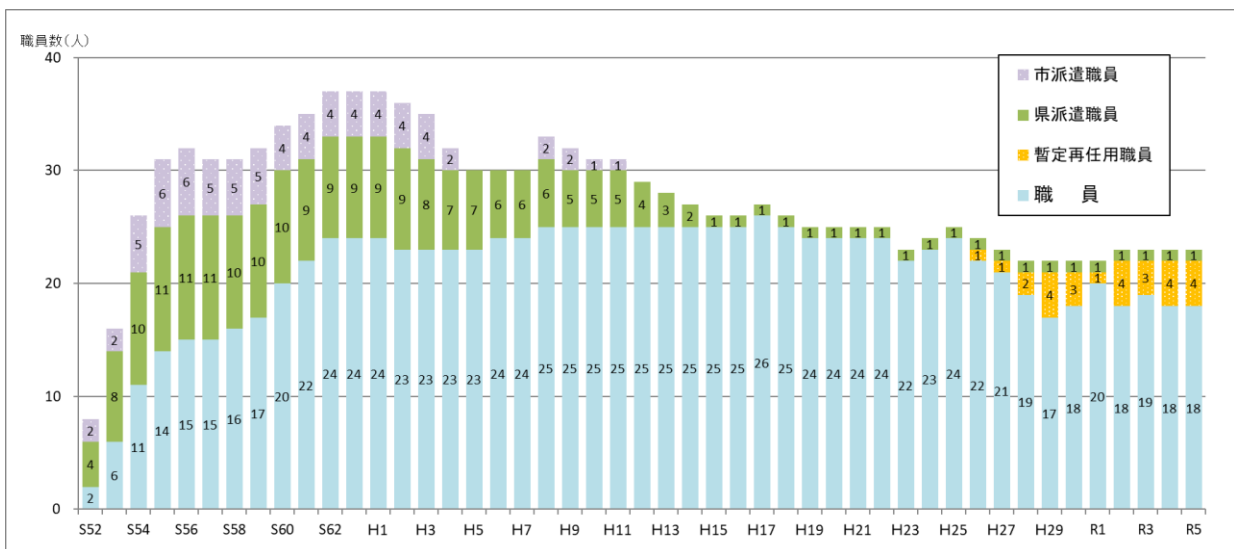
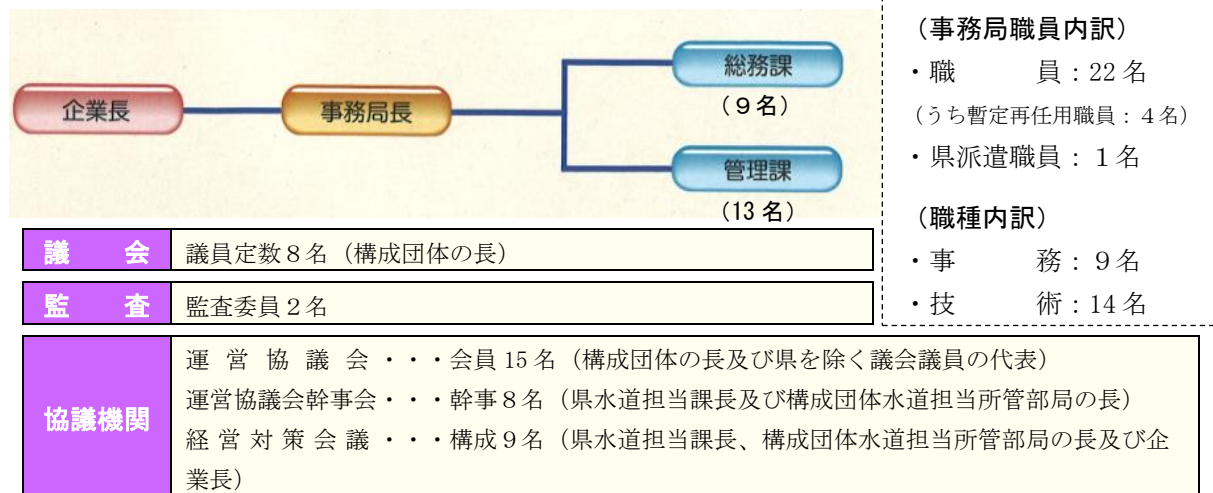
企業団の用水供給料金は、基本料金と使用料金からなる二部料金制を採用しています。基本料金では固定的経費（減価償却費、支払利息、資産維持費）、使用料金では変動的経費（人件費、動力費、薬品費など）を賄っています。

現行料金（平成29年4月改定）の考え方は以下のとおりです。

料金算定期間：令和4年度から令和8年度（2026年度）までの5年間
基本料金＝基本水量（m ³ ）（計画供給水量を基礎とする水量）×31円×（消費税）
使用料金＝使用水量（m ³ ）（1日最大申込使用水量を基礎とする水量）×32円×（消費税）

(4) 組織

令和5年4月1日時点での組織体制は、企業長及び事務局（2課体制）からなり、職員数は23名（企業長を除く。）となっています。



<職員構成推移>

3 これまでの主な経営健全化の取組

(1) 経費削減

これまで、「集中改革プラン（平成17年度～平成21年度）」、「第1次中期経営計画（平成21年度～平成25年度）」、「第2次中期経営計画（平成26年度～平成30年度）」において、経費削減等の取組を進めてきました。

また、平成19年度、平成22年度には、「公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画」を策定し、企業債の繰り上げ償還及び借り換えにより、将来支払うべき利息の低減を図りました。

計 画 名	計画期間	主 な 取 組 結 果
集中改革プラン	H17～H21	382百万円の人件費・設備保守費用等の削減
公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画	H19・H22	2,193百万円の利息低減
第1次中期経営計画	H21～H25	142百万円の事務費等の削減
第2次中期経営計画	H26～H30	139百万円の設備更新費用、動力費、浄水場発生土の処分費等の削減

(2) 官民連携

昭和63年度から実施している「浄水場維持管理業務（運転管理）」の委託をはじめとして浄水過程で発生する汚泥の処理や施設の機械警備等の各種民間委託を導入してきました。以降、適宜業務委託の範囲の見直しを行い、一層の費用の削減と経営健全化に努めています。

今後も、必要に応じて包括委託、第三者委託、DBO等の官民連携に関する諸施策の導入を検討します。



第3章



経営環境の現状と見通し

1 国の動き

(1) 水道整備・管理行政の移管	3- 1
(2) 総務省	3- 1
(3) 厚生労働省	3- 1
(4) 国土交通省	3- 1
(5) 環境省	3- 2

2 経営戦略2019行動計画の検証

(1) 概要	3- 3
(2) 行動目標の進捗状況等	3- 3
(3) 各戦略の取組状況	3- 3

3 水源と利水

(1) 水需要	3- 7
(2) 今後の水需要	3- 7
(3) ダム使用权	3- 8
(4) 水利調整	3- 8
(5) 水利権の更新	3- 8

4 水管理

(1) 水源水質	3- 9
(2) 浄水処理における水質管理	3-10
(3) 送水における水質管理	3-11
(4) 精度管理	3-11
(5) 水安全計画	3-12
(6) 流域監視	3-12

5 施設更新実施計画

(1) 概要	3-13
(2) 実施計画の内容	3-13
(3) 整備モデル	3-14
(4) 年度別計画	3-15
(5) 実施効果	3-15

6 施設管理

(1) 取水施設	3-16
(2) 浄水施設	3-16
(3) 送水施設	3-16
(4) 中央情報処理設備	3-16
(5) 耐震化対策	3-17

7 組織・体制

(1) 運営体制	3-20
(2) 事業継続	3-21

8 財政

(1) 収益的収支	3-22
(2) 資本的収支と内部留保資金	3-22
(3) 企業債残高	3-23
(4) 経営指標	3-24
(5) 投資	3-27

9 地域社会との共生・環境との調和

(1) 地域社会との共生	3-28
(2) 環境との調和	3-28

10 連携

(1) 榛南水道統合事業	3-29
(2) 静岡県水道広域化推進プラン	3-29
(3) 官民連携	3-30
(4) DX・GX等	3-30

1 国の動き

(1) 水道整備・管理行政の移管

令和5年5月19日に「生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律」が国会で可決・成立されました。この法律により、令和6年4月から国土交通省が水道の整備等を、環境省が水質基準等を所管することとなります。

(2) 総務省

総務省は、施設の老朽化や職員数の減少等、公営企業の現状や課題をまとめ、公営企業の更なる経営改革の推進のため、「経営戦略の策定・改定」、広域化や民間活用といった「抜本的な改革の検討」及び経営比較分析表の作成・公表等、「公営企業の経営状況の「見える化」を求めています。

策定済みの経営戦略については、取組の進捗と成果を評価、検証した上で、収支均衡を図り、具体的な取組を再検討し、策定後3年から5年以内に経営戦略の改定を行うことが求められています。

(3) 厚生労働省

水道事業の現状は、人口減少に伴う料金収入の低迷や経営状況の悪化、職員の高齢化や技術継承等の脆弱な運営基盤、施設の老朽化及び耐震化の遅れ等が、喫緊の課題となっています。

令和元年10月には、施設台帳整備や計画的な更新等を行うための適切な資産管理、市町村の区域を超えた広域連携、及び民間事業者の技術力等を活用した官民連携について、水道基盤強化のための水道法の改正が行われました。

広域連携については、都道府県等に対し、令和5年3月までに地域の実情等を踏まえた水道広域化プランを策定することとしています。また、施設維持管理については、水管橋崩落事故を受けて、水道施設の点検を含む維持・修繕に関するガイドラインの改訂を行い、水管橋等における維持・修繕手法等が明確化されました。

(4) 国土交通省

「生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律」に基づき、令和6年4月に厚生労働省が所管している水道整備・管理行政が、社会資本整備や災害対応に関する専門的な能力・知見を有する国土交通省に移管されます。

国土交通省への移管により、下水道等の他の社会資本と一体的な整備等を進め、水道整備・管理行政の機能強化を図ることとしています。また、国土交通省の公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法及び社会資本整備重点計画法の対象となることで、水道整備事業の促進が図られます。

(5) 環境省

「生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律」に基づき令和6年4月に、水道に関する水質基準の策定や水質又は衛生に関する事務について、環境の保全としての公衆衛生の向上及び増進に関する専門的な知見等を活用する観点から、厚生労働省から環境省に移管されます。

環境省への移管により、河川等の環境中の水質に関する専門的な能力・知見を活かし、水質管理に関する調査・研究の充実や、水質・衛生の面でも機能強化が図られます。

2 経営戦略2019行動計画の検証

(1) 概要

「経営戦略2019」で掲げた「サービス基盤」、「組織・経営基盤」、「連携基盤」の3つの基盤の目標実現のために設けた12の戦略、60の行動目標について、進捗状況を確認しました。

(2) 行動目標の進捗状況等

16件が目標年度までに完了するなど、概ね順調に推移しています。残りの44件については、改定に合わせて、類似取組の統合や日常的な取組の除外など全体を整理し、重点的に取組を進めます。

区分	戦略名	完了	概ね順調に推移	通常取組に移行	計
サービス基盤	1 水源・利水の安定化	2	2	0	4
	2 安全な水道水の確保	1	4	0	5
	3 安定した用水供給の確保	1	3	0	4
	4 基幹施設の強靱化	8	3	4	15
組織・経営基盤	5 組織・人材(財)力の向上	0	4	4	8
	6 財務マネジメントの強化	0	4	0	4
	7 地域社会との調和の形成	0	4	0	4
	8 環境との調和の形成	1	4	3	8
連携基盤	9 広域連携の推進	2	1	0	3
	10 官民連携の推進	1	0	0	1
	11 技術連携の推進	0	0	1	1
	12 流域連携の推進	0	3	0	3
計		16	32	12	60

(3) 各戦略の取組状況

各戦略の主な取組状況は以下のとおりです。

戦略1 水源・利水の安定化	
(1) 水源の確保・保全	<ul style="list-style-type: none"> ・水源の確保については、水利権の確保とともに継続して取り組みます。 ・水源環境の管理体制の構築については、過去データを整理し、継続的に水源情報を収集することで不測の事態に備えます。
(2) 利水機能の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・水利権の確保については、令和6年度中の許可申請に向け継続して取り組みます。

戦略2 安全な水道用水の確保	
(1) 水安全マネジメントの強化	<ul style="list-style-type: none"> ・水安全計画、マニュアル等の見直しを実施しました。今後も必要に応じ見直しをします。
(2) 浄水処理の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な浄水処理を徹底しました。今後の行動目標を水質基準不適合率0%として継続します。
(3) 水質管理体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度に自己検査体制(水質基準 51 項目)を確立しました。今後は、水質検査計画の検査実施回数による実施率 100%を継続します。
戦略3 安定した用水供給の確保	
(1) 安定した施設運用の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・設備保守計画に基づき、施設の一元管理、適正な施設点検を徹底しました。今後も計画に基づき、安定した施設運用を継続します。
(2) 計画的な施設更新	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度に施設更新実施計画を策定しました。今後は計画に基づき着実に施設更新を進めます。
(3) 計画的な設備保全・更新	<ul style="list-style-type: none"> ・設備保守計画に基づき、設備の更新・維持管理を実施しました。今後も計画に基づき実施します。
戦略4 基幹施設の強靱化	
(1) 施設の耐震化・強度化	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度に施設更新実施計画(耐震化等含む。)を策定しました。今後は計画に基づき着実に施設更新を進めます。 ・川口取水工や相賀浄水場の構築物等の耐震化に取り組みました。
(2) 危機管理体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度の BCP(総論編)策定や、地震防災計画等の既存マニュアルの改訂等に取り組みました。今後も定期的に計画の見直しをしていきます。
(3) 災害応急対応力の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・停電時の対応力強化については、設備保守計画の中で継続して取り組みます。 ・貯水能力の増強検討については、施設更新実施計画の中で検討しました。
(4) 防犯対策の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・警備体制の検証を行い、調整池への機械警備を導入しました。

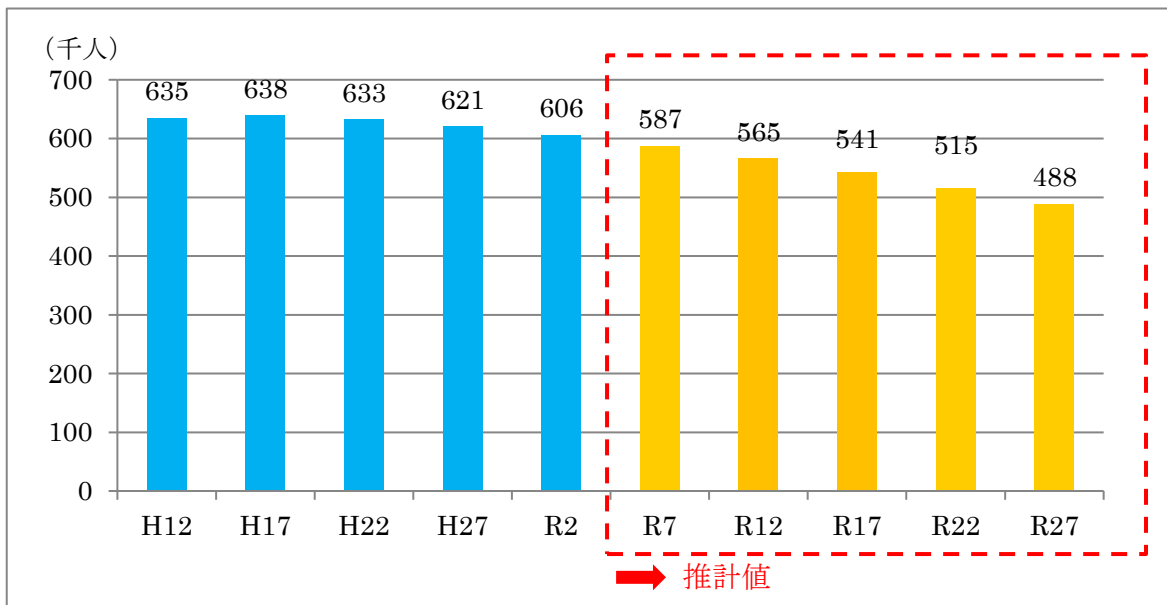
戦略5 組織・人材(財)力の向上	
(1) 適正な組織と定員管理	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年度から5年度までに4名の職員を採用しました。今後も施設更新に伴う業務量増等に対応できる組織体制の整備に努めます。
(2) 技術継承と人材育成	<ul style="list-style-type: none"> 職員の能力・技術力向上を図るため、一人当たり年20時間の外部研修時間を確保しました。
(3) 情報管理の高度化	<ul style="list-style-type: none"> 施設管理台帳システムの整備や電子納品システムの導入を進めました。 IT(ICT)技術の活用については、見直し後の戦略11(DX等の導入)で取組を継続します。
(4) 入札・契約の適正化	<ul style="list-style-type: none"> 県の入札制度の動向を注視しながら適正な執行に努めました。今後も入札・契約事務の適正化に努めます。
戦略6 財務マネジメントの強化	
(1) 料金の適正化	<ul style="list-style-type: none"> 用水供給料金体系については、受水団体と経営対策会議等で協議をしました。今後も受水団体との協議を重ね料金の適正化を図ります。
(2) 財務体質の改善	<ul style="list-style-type: none"> 建設改良工事の財源として内部留保資金を活用し、企業債借入を抑制しました。
(3) 経費削減の取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> 計画的・効果的な維持修繕を行い、施設の長寿命化を図るなど費用の削減に努めました。 企業債借入を抑制し、経費(支払利息)の軽減に努めました。
(4) 財産の適正管理・有効活用	<ul style="list-style-type: none"> 資金運用計画に基づく短期運用(大口定期預金)を行い、収入(受取利息)の確保に努めました。
戦略7 地域社会との調和の形成	
(1) PR力の強化	<ul style="list-style-type: none"> 新たに浄水場カードを作成し、相賀浄水場及び長島ダムで配布を開始しました。また、浄水場見学動画を製作し、ホームページに掲載するなど広報の充実を努めました。
(2) 社会・環境学習の充実	<ul style="list-style-type: none"> コロナ禍のため小学生等の施設見学を一時停止しましたが、感染対策を講じ施設見学を再開しました。
(3) 地域との絆づくり	<ul style="list-style-type: none"> 地域交流イベント等はコロナ禍による影響を受けましたが、地元自治会代表者とは定期的に情報交換を行いました。

戦略8 環境との調和の形成	
(1) 低炭素化対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・温室効果ガス排出量については、地球温暖化対策実行計画で定めた 2013 年度比 5.2%以上の削減を継続しています。今後も計画に基づき温室効果ガス排出量削減の取組を継続します。
(2) 資源循環対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・浄水場発生土の有効利用率 100%、Co 塊・As 塊再資源化率 100%を達成しました。
(3) 環境負荷低減対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な検査による排水水質の確認、化学物質の適正な管理を行うなど環境負荷の低減に努めました。今後は見直し後の戦略2(安心で安全な水道水の供給)で取組を継続します。
戦略9 広域連携の推進	
(1) 水道事業の広域化	<ul style="list-style-type: none"> ・榛南水道との統合については令和3年度に基本協定を締結し、令和 11 年4月の統合を目指し事業を進めています。
(2) 広域的な水質管理体制	<ul style="list-style-type: none"> ・受水団体と水質担当者研修会を設置し、年1回研修会を開催しています。
戦略10 官民連携の推進	
(1) 多様なPPPの活用	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度に、浄水場内の電気・機械設備の更新事業は個別委託(従来方式)を継続、管路更新については官民連携手法の導入を検討する旨の方針を決定しました。
戦略11 技術連携の推進	
(1) 水道技術の共有・交流	<ul style="list-style-type: none"> ・水質検査技術の共有化について、企業団中部地区協議会内の水質担当者会議へ参加し、情報の共有に努めました。今後は見直し後の戦略2(安心で安全な水道水の供給)で取組を継続します。
戦略12 流域連携の推進	
(1) 大井川の水資源確保	<ul style="list-style-type: none"> ・計画期間中に渇水はなく、大井川水利調整協議会での調整はありませんでした。今後は見直し後の戦略1(流域と連携した水資源の確保)で取組を継続します。
(2) 流域の連携意識の醸成	<ul style="list-style-type: none"> ・流域団体を対象とした大井川上流部視察研修会を開催しました。今後は見直し後の戦略1(流域と連携した水資源の確保)で取組を継続します。

3 水源と利水

(1) 水需要

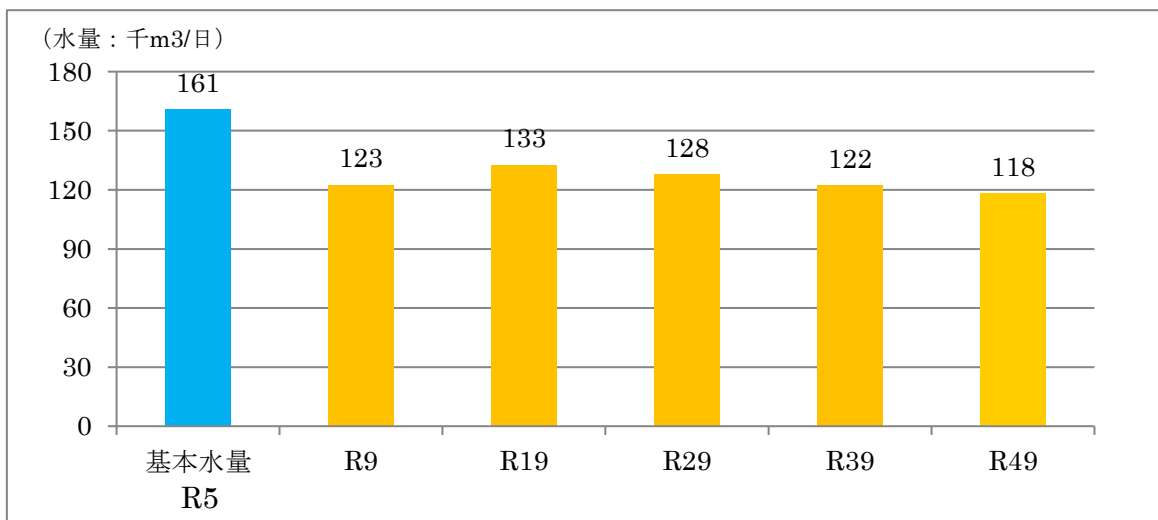
企業団の受水団体の行政区域内の推計人口（令和2年12月時点）は約60.6万人ですが、国立社会保障・人口問題研究所による将来人口推計（平成30年推計）によると、令和12年（2030年）に約56.5万人、令和22年（2040年）には約51.5万人に減少する見込みです。



<受水団体の行政区域内人口推移>

(2) 今後の水需要

施設更新実施計画で調査した「受水団体の将来計画水量」によると、令和19年度の計画一日最大給水量は、令和11年度の県榛南水道との統合により増加しますが、それ以降は徐々に減少していくと予想されます。



<受水団体の将来計画水量の推移（施設更新実施計画による）>

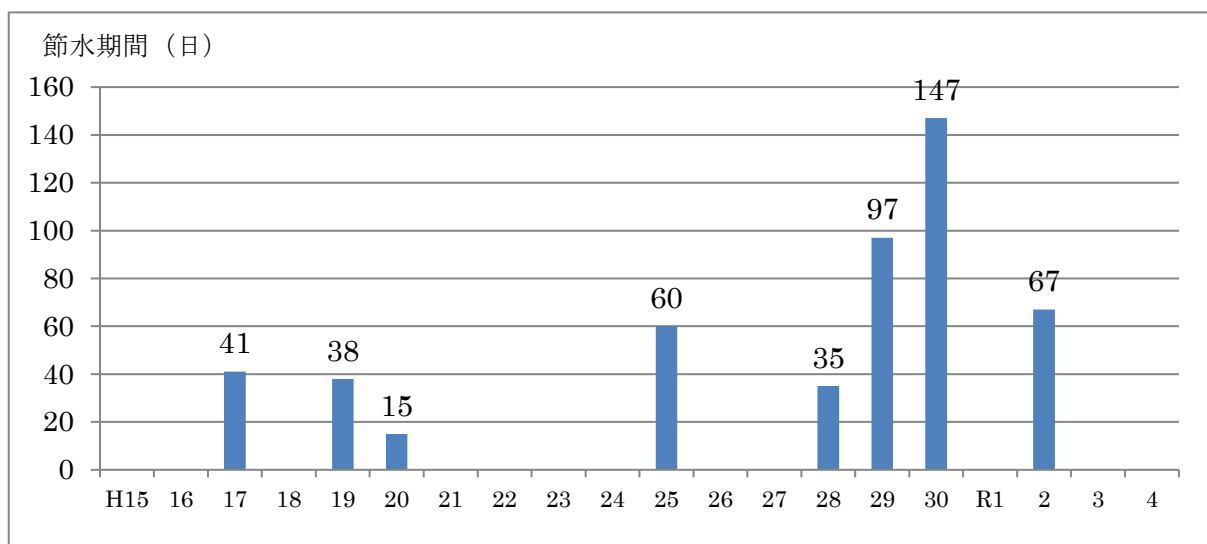
(3) ダム使用权

企業団では、水道用水供給事業の水源施設として、長島ダムに水道用のダム使用权 $5.8 \text{ m}^3/\text{s}$ の権利を有しています。このうち、 $2.0 \text{ m}^3/\text{s}$ は創設～2期第1段階事業の水道水源とし、残りの $3.8 \text{ m}^3/\text{s}$ については、将来の水需要分として県が負担し確保しています。

(4) 水利調整

渇水時における水利使用者間の水利調整及びその他の水利を円滑に行うため、静岡県と大井川水系に水利権を有する団体等で構成している、大井川水利調整協議会に参加しています。大井川水系が渇水傾向となった場合は、同協議会幹事会で決定された節水対策により取水制限を実施します。

今後も、関係機関と更に連絡を密にし、連携を図りながら対応していきます。



<近年における節水期間の日数>

(5) 水利権の更新

平成27年4月に許可を得た水利権は、令和6年度末に期限を迎えます。令和5年度から、水利権更新に向け準備を進めており、今後、受水団体の水需要動向などを考慮し、河川管理者との協議・調整を進めていきます。

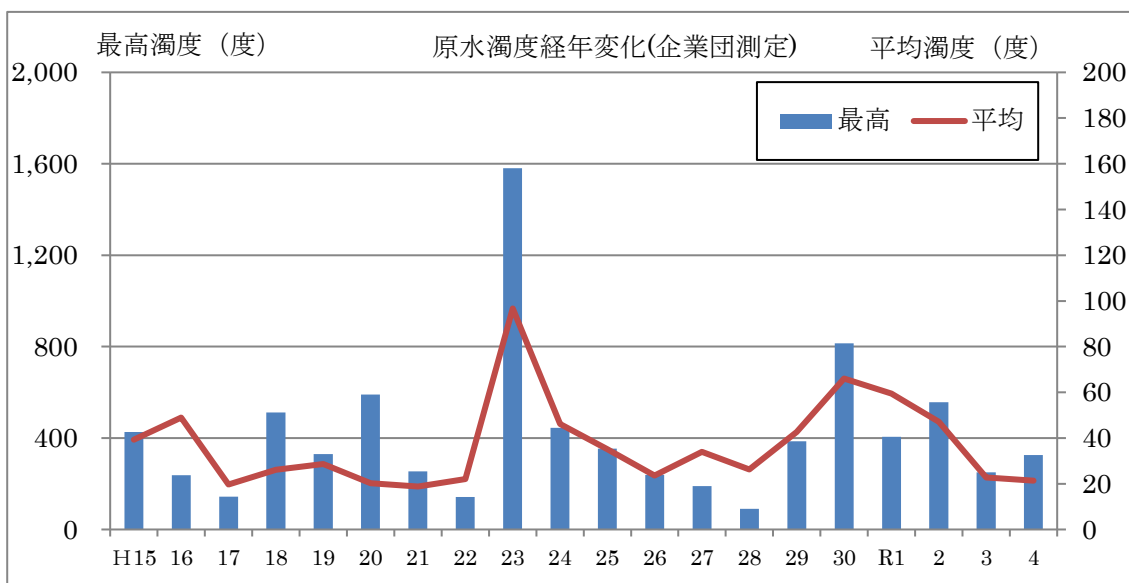
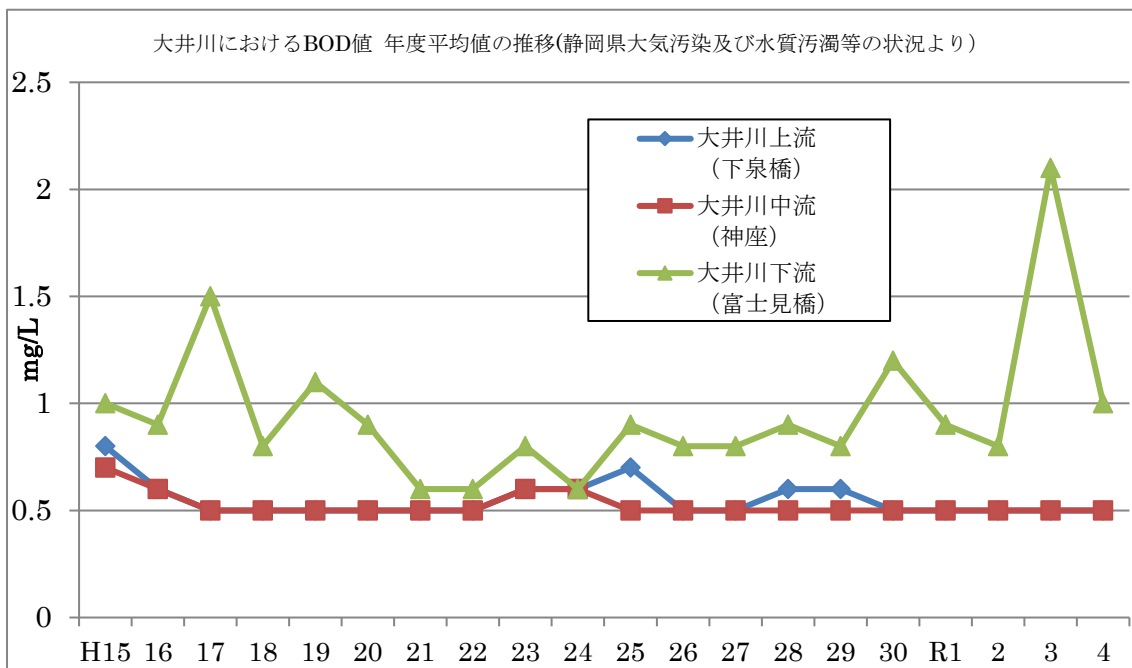
区分	取得日	最大取水量 (m^3/s)	許可期間
第1回	昭和61年11月13日	2.00	昭和61年11月13日～平成8年3月31日
第2回	平成7年9月19日	2.71	平成7年9月19日～平成17年3月31日
第3回	平成21年7月1日	2.00	平成21年7月1日～平成27年3月31日
第4回	平成27年4月28日	2.00	平成27年4月28日～令和7年3月31日

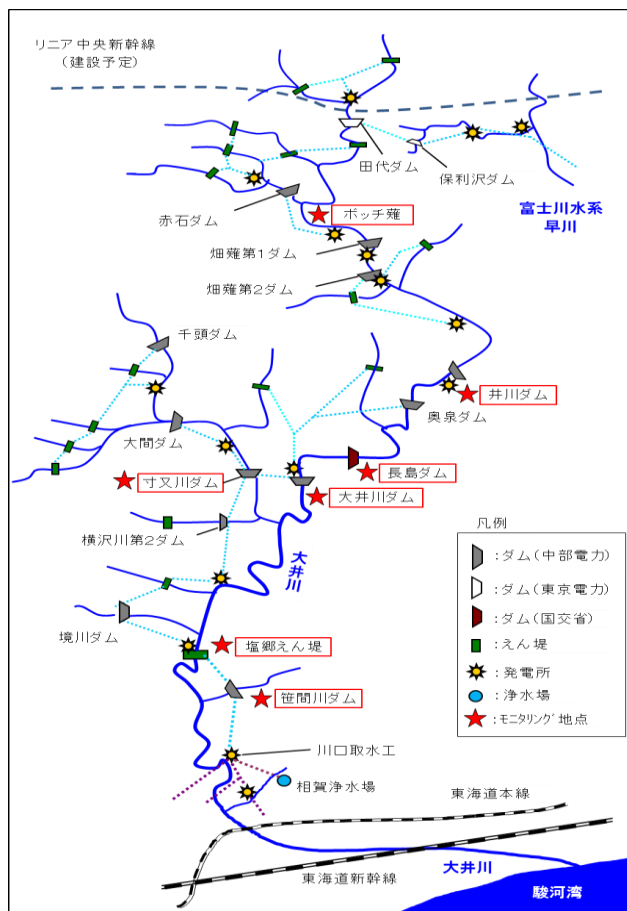
4 水管理

(1) 水源水質

原水は、大井川上流の表流水であることから、降雨による急激な濁度上昇に注意が必要ですが、工場排水や生活雑排水による水質汚染源の影響も少なく、良好な水質を保っています。

今後は、気候変動や環境変化による水質変化が考えられるため、調査を行っていきます。特に、リニア中央新幹線建設工事の影響について、工事着工前の水質データの蓄積に加え、定期的な水質検査を継続していきます。





<水源環境のモニタリング地点>



<ボッチ薙>



<長島ダム>

(2) 浄水処理における水質管理

相賀浄水場では、原水、浄水のほか、沈澱池やろ過池の濁度、色度、残留塩素、pHの自動水質監視装置による24時間連続監視を行うとともに、魚類監視装置等による監視も行っています。

健康障害の恐れがあるクリプトスポリジウム・ジアルジアについては、ろ過池出口濁度を0.1度以下に処理しているため、これまで検出されていません。ダイオキシン類についても目標値をはるかに下回る数値を継続しています。

豪雨時には、原水濁度の上昇に伴い低アルカリ度となり凝集沈澱に支障が出るケースがあるため、水質変化に注意する必要があります。



<自動水質監視装置>



<魚類監視装置>

ア 塩素処理

消毒副生成物であるクロロホルム、ジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸及び塩素酸が、夏季には浄水池出口で基準値の1/10程度まで上昇することがあるため、原水の水質及び前塩の注入量について、注意する必要があります。

イ 凝集剤

急激な高濁度に対応可能な高塩基度PACを採用し、沈澱池出口における濁度低下を図っています。

(3) 送水における水質管理

送水システムの末端受水点に残留塩素、色度、濁度の連続監視装置（自動水質監視装置）を設置し、水質の監視に努めています。

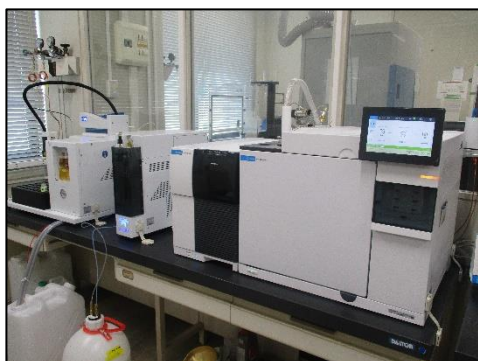
夏季には水温の上昇に伴う遊離塩素の反応性の増大により、消毒副生成物の測定値が基準値の1/5程度まで上昇することがあることから水質管理に注意する必要があります。

(4) 精度管理

毎年策定する「水質検査計画」に基づく定期検査や、自動水質監視装置のデータに基づき、水源から受水点（市配水池等）までの水質管理を一元的に実施しています。

企業団では、昭和63年度の給水開始時から法令で定められている水質基準項目について、自己検査により迅速かつ高精度な検査を行い、水道水の安全性の担保に努めています。

精度の高い検査を行うために定期的な内部精度管理の実施に加え、厚生労働省等が主催する外部精度管理調査や全国水道企業団協議会中部地区協議会水質部会が主催する会議に参加することにより、検査技術の維持・向上に努めています。近年、検査項目の基準値濃度低減化により検査機器が益々、高度化していることから、検査担当職員の研修、検査機器のメンテナンス及び定期的な更新を今後も行っていきます。



< 検査機器 >



< 自動水質監視装置 >

(5) 水安全計画

水道水の安全性を一層高め、今後とも安心しておいしく飲める水道水を安定的に供給し、水源から受水団体の受水点（市配水池等）までの総合的な水質管理を行うために水安全計画を策定しています。水源の汚染、大雨による高濁、残留塩素濃度の異常等、様々なリスクについて具体的な対応方法を示すことにより、水質事故時の迅速な対応が可能となります。今後も計画の継続的な見直しと内容の充実を図ります。

(6) 流域監視

河川への有害物、油類の漏洩等の水質事故時における水質保全、情報連絡体制等の確保のため、国土交通省・県・沿川自治体等で構成される安倍川・大井川水系水質汚濁対策連絡協議会に参加しています。主な活動として、事故発生時の連絡及び対応、オイルマット敷設訓練等を行うことにより水源の水質汚染事故に備えています。

5 施設更新実施計画

(1) 概要

令和9年度以降に到来する施設更新の事業化に向け、耐震化計画と施設更新計画を統合した施設更新実施計画を令和5年度に取りまとめました。

取りまとめにあたり、安定供給の確保や財源計画等の主要事項を検討し、実施計画を事業環境の変化に対応した、合理的で実現可能な計画としました。

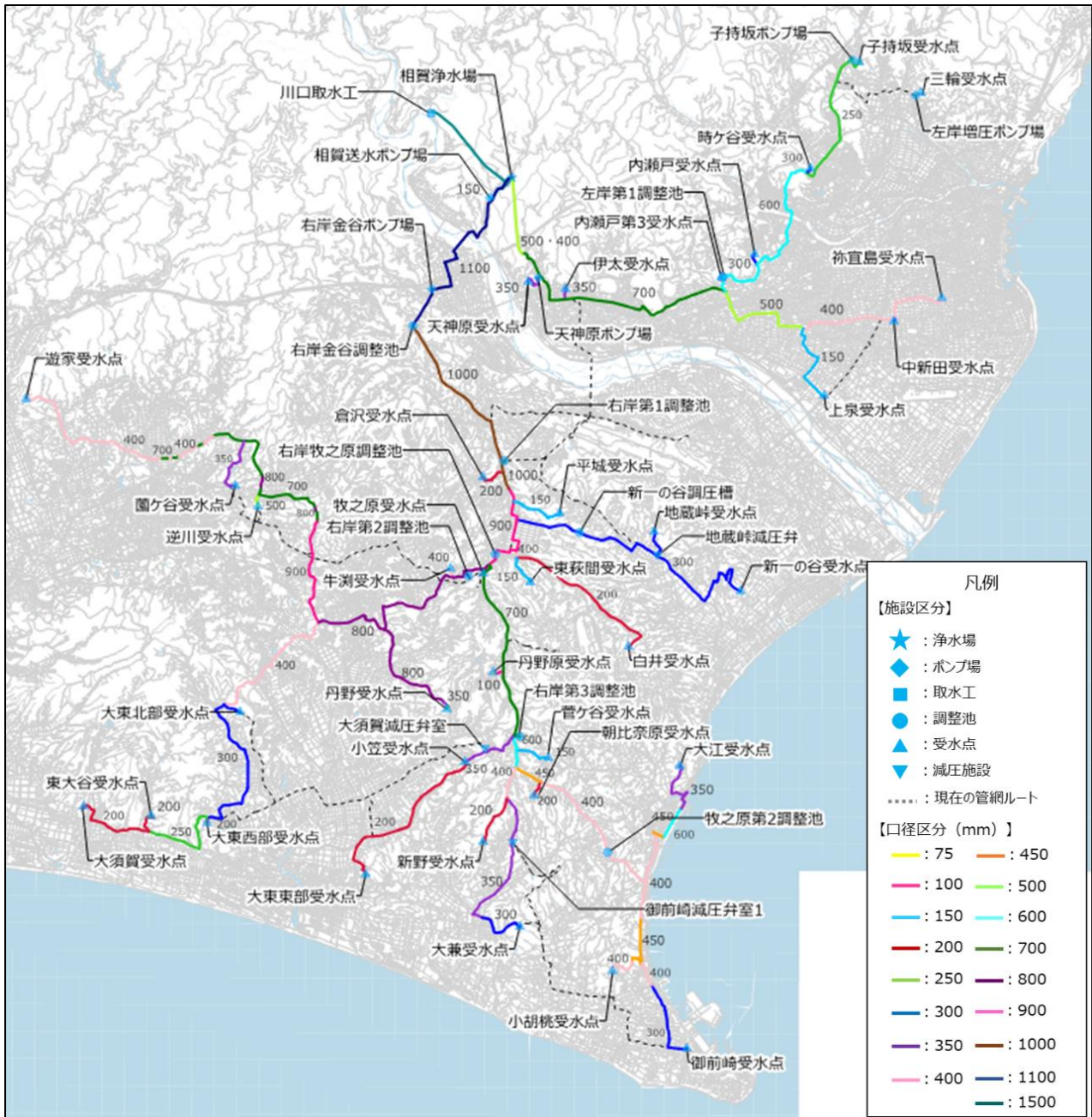
(2) 実施計画の内容

実施計画における主な内容や方向性等は以下のとおりです。

区 分	実 施 計 画 の 内 容
計 画 期 間	令和9(2027)年度から令和52(2070)年度までの44年間
計 画 水 量	各受水団体から報告を受けた供給計画をもとに施設規模の基となる更新基本水量を導き出した。 供給計画:118,052 m ³ /日～137,100 m ³ /日 更新基本水量:132,590 m ³ /日
更新対象施設	受水点に供給する創設期(第1期事業)施設のうち、計画期間内に実耐用年数(法定耐用年数×1.5)を超過する施設
整備の方向性	水理機能、管路機能及び施設機能の現状課題を解消する整備
更新優先順位	1.経営基盤の強化となる事業 2.耐震化率の向上、現状課題を解消となる事業 3.総合評価点数の高い順 (評価項目:管路被害率、受水依存度、重要度、経過年数)
そ の 他	・更新が完了した後の既存管路は、「バックアップ機能」や「将来の更新スペース」として活用することとし、活用できない管路は、廃止とした。 ・浄水場更新は、既存浄水施設を部分的に継続使用し、必要最小限の更新とした。

(3) 整備モデル（更新ルート）

整備モデル（更新ルート）は、圏域内における河川・鉄道・高速道路・国道等
 に対しての施工性及び送水の効率性（ルートの短縮・1条化）を考慮し、下図の
 とおりとしました。



(4) 年度別計画

更新に伴う整備の実施年度は、以下の計画表のとおりです。

優先 順位	整備内容	実施年度
1	榛南水道との連結管、島田市天神原配水池への送水管整備(3路線)	R4～R13(10年間)
2	大須賀線の代替、布設替ルート、掛川線の代替ルート整備(3路線)	R7～R17(11年間)
3	掛川線の代替ルート整備(1路線)	R17～R19(3年間)
4	御前崎線の代替、布設替ルート、牧之原線の布設替ルート整備(4路線)	R18～R26(9年間)
5	右岸系への代替ルート整備(1路線)、右岸金谷調整池と右岸金谷ポンプ場整備	R17～R30(14年間)
6	左岸系への布設替ルート整備(1路線)、浄水場浄水池の拡張整備	R24～R33(10年間)
7	藤枝線と焼津線の代替、布設替ルート整備(2路線)	R29～R37(9年間)
8	導水管の代替ルート整備(1路線)、浄水場の更新(一部)	R24～R43(20年間)
9	上記以外の管路更新(7路線)	R40～R52(13年間)

(5) 実施効果

施設更新事業による効果は、以下のとおりです。

項目	実施効果
管路の耐震化率の推移	段階的な更新により、令和4年度末時点の耐震化率59.6%から令和51(2069)年度に耐震化率が100%となる。
浄水場の最大稼働率の推移	浄水場の送水能力に対する一日最大送水量の割合(稼働率)は、現在の最大稼働率69.8%から、浄水場の更新を得て、最大稼働率が85.7%(令和44年度以降)となり、稼働率が向上する。
更新による管路の健全度の推移	令和52(2070)年度における、管路布設から60年以内の管路延長の割合は、管路の更新を実施しないと20%まで低下するが、管路の更新を実施すると78%まで向上する。

6 施設管理

浄水場をはじめ、調整池、ポンプ場、管路といった多くの施設が、設備保守計画や施設更新実施計画により、今後順次、更新されます。

特に、法定耐用年数が比較的短い浄水場やポンプ場などの電気設備や機械設備の主要機器類については、適切な点検・修繕等を行い、長寿命化を図っているものの、老朽化が進んでおり、法定耐用年数超過設備率は 82.6% (令和4年度業務指標) となっています。

(1) 取水施設

川口取水工は、1日最大 518,400m³ の取水能力を有しています。

施設を共同所有する3者（農林水産省・静岡県大井川広域水道企業団・東遠工業用水道企業団）で川口取水工財産管理委員会を設置し、共同で施設の保守・修繕を行っていますが、供用開始から35年以上が経過し、ゲート設備全般において経年劣化が進んでいます。このため、令和6年度から令和9年度にかけて予備取水工ゲート設備、令和10年度以降、本取水ゲート設備の修繕工事を行い、法定耐用年数を超過する電気・計装設備の更新工事を行う予定です。

(2) 浄水施設

相賀浄水場では、浄水処理（1日最大送水量 118,300m³）を行っており、施設の最大稼働率は 69.8% となっています。

老朽化した施設については、施設更新実施計画により、既存浄水場を供用しながら更新を進めます。

法定耐用年数の短い電気・機械設備等については、現在設備更新中である薬注設備や中央情報処理設備の工事完成後、順次、設備保守計画に基づいて受変電設備、浄水動力設備、ろ過池設備、脱水機設備、汚泥動力設備等について更新工事を行います。

(3) 送水施設

送水施設は、管路パトロール等の定期点検や計画的な修繕による適正な維持管理を実施することにより長寿命化を図っています。

送水施設における主要設備等については、設備保守計画により、場外電気計装設備及び右岸増圧ポンプ場自家発設備の更新工事を行います。

また、送水管等が、法定耐用年数を迎えることから、路線ごとに優先順位をつけた施設更新実施計画に基づき、施設更新事業を着実に進めます。

(4) 中央情報処理設備

相賀浄水場に設置された中央監視室で、川口取水工や右岸増圧ポンプ場、調整

池、受水点等の場外施設をテレメーターにより遠方監視及び制御操作を行い、水道用水の安定供給のため24時間体制で水運用管理を行っています。

中央情報処理設備が老朽化していることから、令和4年度より更新工事を進めており、令和6年度に完成する予定です。これにより、災害や事故に備えた機能（テレメーター通信回線二重化、クラウド情報配信等）が追加されシステムの強靱化を図ることができます。



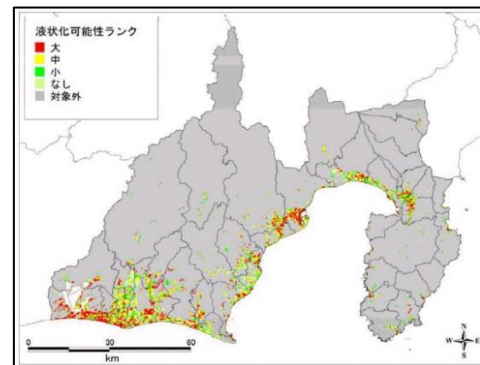
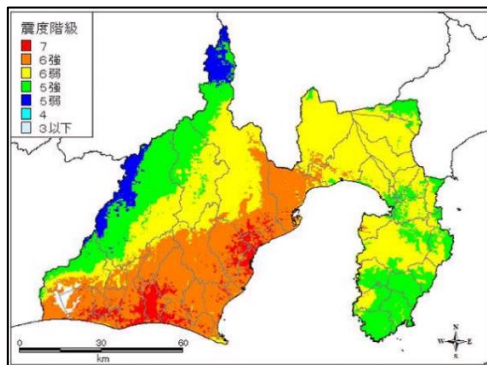
<中央監視室>



<右岸増圧ポンプ場操作室>

(5) 耐震化対策

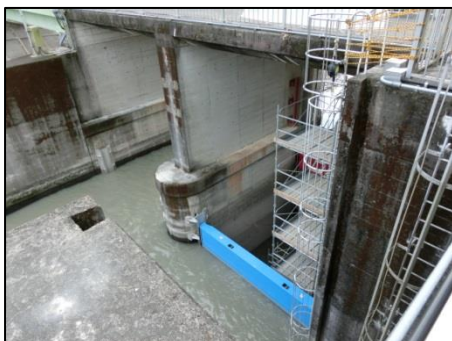
企業団管内は「静岡県第四次地震被害想定」において、震度6強～7の南海トラフ地震の発生が予想されており、早期の施設の耐震化が求められています。



<レベル2の地震（南海トラフ巨大地震）での推定震度及び液状化の可能性>

ア 取水施設

川口取水工において、一部に耐震性が不足していたことから、平成29年度から耐震工事を実施し、共有施設については平成30年度に、上水専用施設については、令和4年度に工事が完了しました。



<取水工耐震補強工事>



<予備取水工耐震補強工事>

イ 浄水施設

平成 14 年度までの耐震診断結果により、耐震性の不足が判明した一部の施設について、平成 14 年度から平成 20 年度にかけて、耐震工事を実施しました。これにより、浄水施設の耐震化率は 100%となっています。

ウ 送水施設

平成 14 年度までの耐震診断結果により、耐震性の不足が判明した一部の施設（右岸増圧ポンプ場ポンプ井、水管橋等）について、平成 14 年度から平成 20 年度までにかけて、耐震工事を実施しました。

水管橋の点検については、厚生労働省による令和 4 年度の省令改正（水道法施行規則第 17 条の 2）及び、水道施設の点検を含む維持・修繕の実施に関するガイドラインの改訂に基づき、適正に実施しています。

管路の耐震化率は対象管路延長の約 191km に対して 59.6%（約 114km）で、今後は、施設更新事業により管路更新に併せて耐震化を進め、令和 51 年度（2069 年）には耐震化率が 100%になる見込みです。



<右岸増圧ポンプ場ポンプ井>



<菊川下流水管橋>

エ その他

可とう管の耐震化として、ゴム可とう管からの漏水防止のための補強工事について、平成 24 年度から令和元年度にかけて、浄水施設の 1 系部分と調整池の可とう管補強工事を実施しました。浄水施設の 2 系部分については、令和 2 年度に詳細設計を実施し、令和 3 年度から補強工事を実施しています。なお、補強工事は令和 7 年度に完了予定となっています。



<ゴム可とう管補強>

また、令和元年度から令和 2 年度にかけて、「企業団施設の耐震対策の進め方」（令和元年 11 月運営協議会資料）に基づき、浄水場の排水処理施設等の耐震診断

を実施し、耐震性に劣ると診断された脱水機棟及び薬注棟について、令和4年度から令和6年度の予定で耐震工事を実施しています。

<施設・管路の耐震化状況（令和5年3月31日現在）>

重要度	基施設名称	施設名称	名 称	施設規模・規格	耐震性能
ランク A1	取水施設	川口取水工	本取水口	6.0m ³ /s	OK
			予備取水口	6.0m ³ /s	OK
			分水井	—	OK
		導水トンネル		φ1500 延長4km	耐震適合管 4km
	浄水施設	相賀浄水場	管理本館	—	OK
			薬注棟		OK
			沈澱池	2.0m ³ /s	OK
			急速ろ過池		OK
			浄水池	7,200 m ³	OK
	送水施設	ポンプ場	右岸増圧ポンプ場	3,600m ³ /h	OK
		調整池	左岸第1調整池	10,000m ³	OK
			右岸第1調整池	7,000m ³	OK
			牧之原調整池	10,000m ³	OK
			右岸第2調整池	4,000m ³	OK
			右岸第3調整池	3,000m ³	OK
		送水管		φ100~500 延長187km	耐震適合管 110km

7 組織・体制

(1) 運営体制

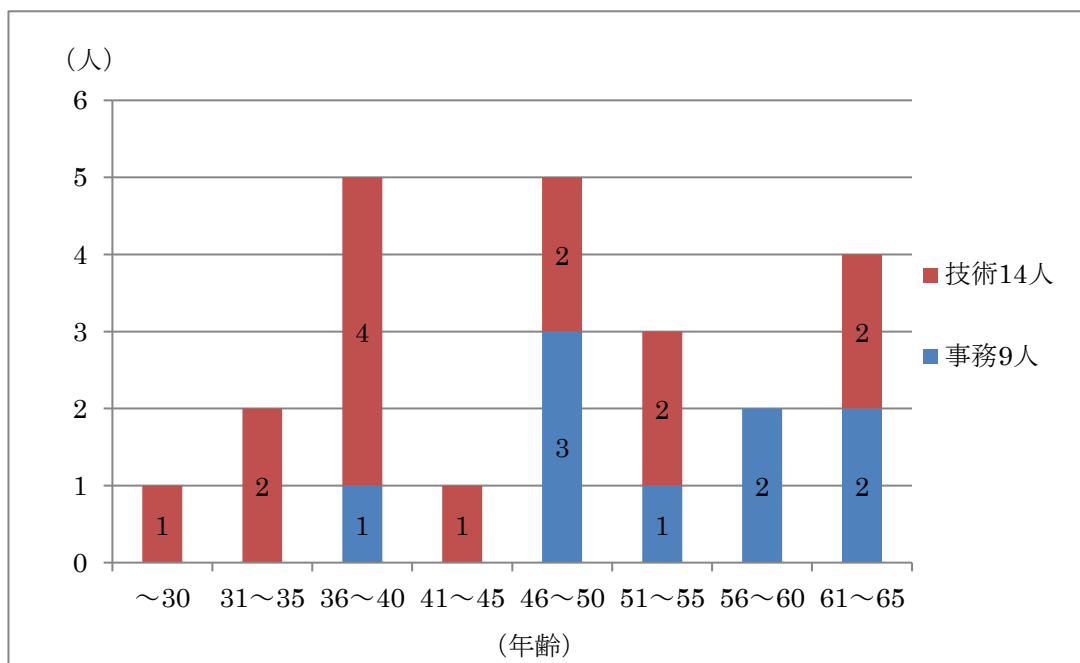
令和5年度の職員体制は、事務9人、技術14人（土木7人・電気3人・水質4人）の計23人（再任用含む）です。職員の年齢構成は約7割が40歳以上であり、今後10年で6人が退職を迎えることとなります。

水道事業における技術及び知識の継承が課題となっている中、令和5年度から地方公務員に係る定年引上げ制度により、60歳以降の勤務の選択肢が広がることとなり、能力と意欲のある高齢期の職員を最大限活用し、次の世代に技術、経験などを継承していくことが重要となります。

今後の企業団事業は、現在実施している電気・機械設備の本格的な更新や、施設更新事業等の大規模な更新事業が見込まれることから、今後の人員体制は、維持管理を中心とした今までの体制から、建設工事の実施に向けた体制に移行することとなります。

今後の事業展開を踏まえて、限られた人員体制のなか、効率化・DX等を活用しながら組織全体で今後の事業を進めていく必要があります。また、職種別専門分野の学習、資格取得等により職員個々の能力を十分に発揮することにより、組織全体で今後の事業を進めていくことが重要です。

参考 企業団職員年齢構成(令和5年4月1日現在)



(2) 事業継続

事業継続計画（BCP）は、様々な危機発生時において利用できる資源（ヒト、モノ、情報等）に制約がある状況下において、業務継続に必要な資源の確保・配分等について必要な措置を講ずることにより適切な業務継続と早期復旧を行うことを目的とするものです。

企業団においても、速やかに業務を継続するための優先順位や目標設定、手順等を定めた事業継続計画（BCP）総論編を令和3年2月に策定し、運用しています。

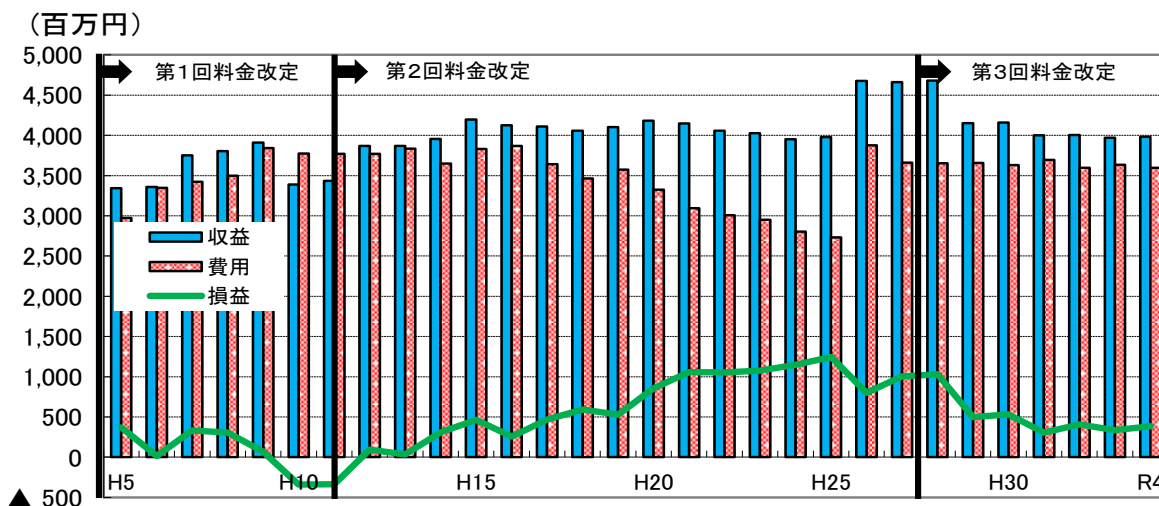
今後、災害対策関連図書との整合を図りつつ、各図書の整備・改定を進めていき、危機発生時に迅速かつ効率的な対応ができる体制を整えていく必要があります。

8 財政

(1) 収益的収支

第2回の料金改定以降、損益は一定の範囲内で安定的に推移しています。

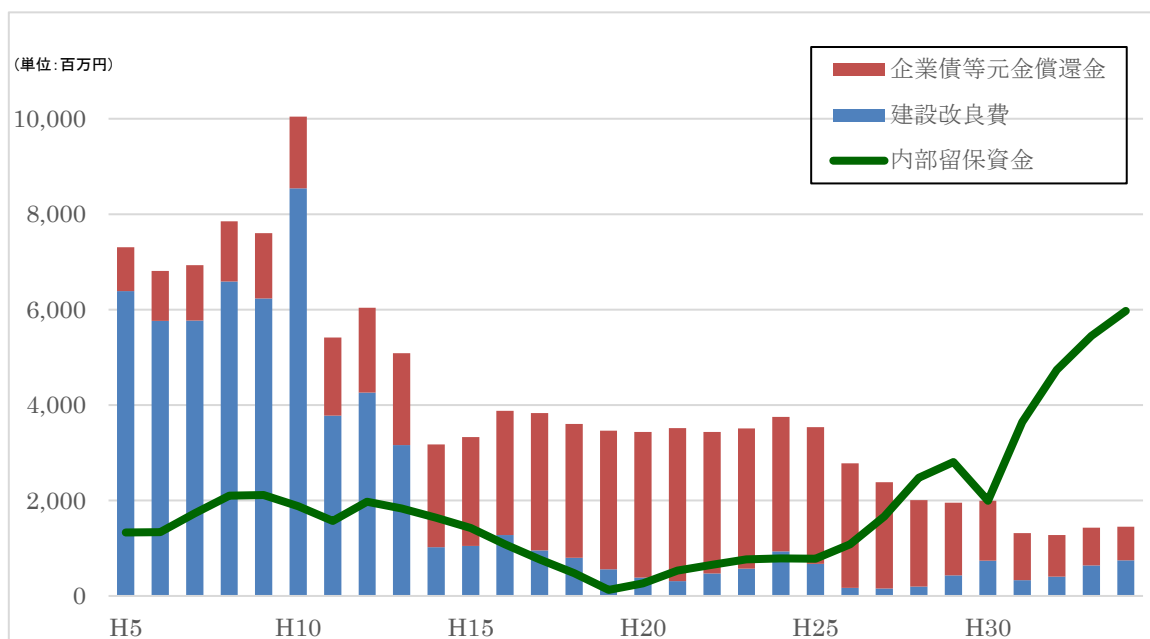
今後は、施設更新事業の実施や設備更新等に伴う事業量の増が見込まれることから、適正な料金収入の確保に努める必要があります。



<収益的収支の推移>

(2) 資本的支出と内部留保資金

建設改良費は、第一期事業が完了する平成10年をピークに逡減しています。第一期事業のために借り入れた企業債等の元金償還金は、徐々に増加し平成21年度をピークに逡減しています。内部留保資金については、平成19年度の下限值から徐々に増加傾向となっています。今後の施設更新や設備更新等の財源として、内部留保資金を有効に活用していきます。



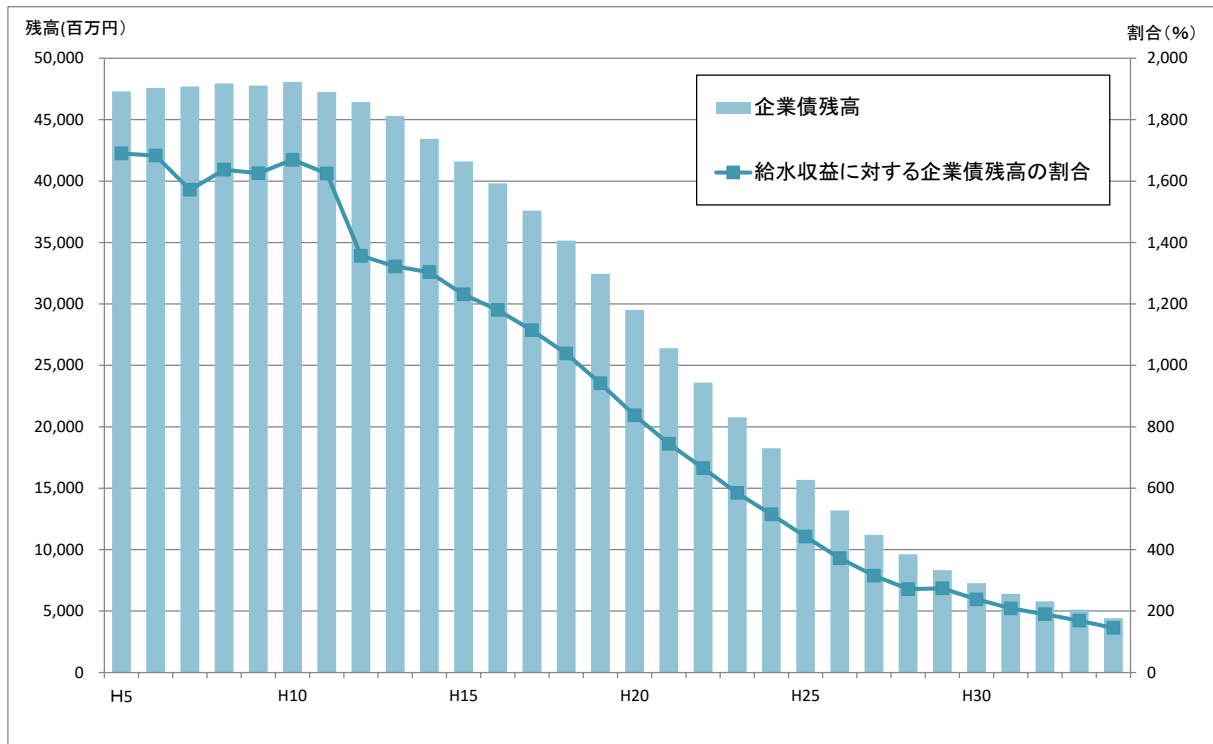
<年度別 建設改良費・企業債等元金償還金・内部留保資金残高>

(3) 企業債残高

設立時建設事業における施設整備のための財源は、国庫補助金及び出資金を確保しつつ、不足額を企業債の借入により賅ってきました。

企業債残高はピーク時（平成10年度）の481億円から逡減し、令和4年度は44.1億円、給水収益に対する企業債残高の割合は145.19%となっています。

令和5年度以降は、榛南水道統合のための事業費として借入を予定しており、令和9年度からは、施設更新事業を行うための財源として、計画的に借入を行います。



< 企業債残高の推移 >

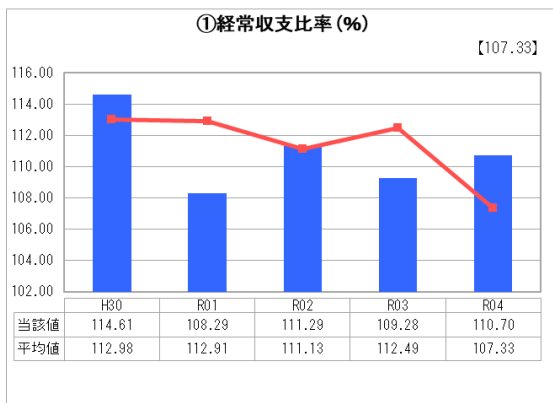
(4) 経営指標

令和4年度決算値における、総務省の「公営企業に係る経営分析表」に基づく各経営指標及び分析では、損益は黒字を維持し、①経常収支比率、③流動比率、④企業債残高対給水収益比率等の各指標も良好であり、健全性は概ね保たれています。

ア 経営の健全性・効率性について

(ア) 健全性

【①経常収支比率】

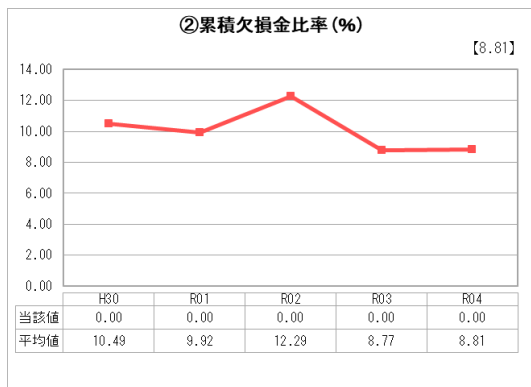


グラフの凡例
■ 青：企業団の値（当該値）
◆ 赤：類似団体の平均値（平均値）
【 】 令和4年度全国平均値

【計算式：経常収益／経常費用】
 (望ましい値等：100%以上)
 企業団値：110.70%
 類似団体平均値：107.33%

令和元年度は、長期前受金戻入が減少したため、若干低下しています。令和2年度及び令和3年度は、収益は前年度並みですが、修繕費等の維持管理費の増減により、若干上下しています。令和4年度は、動力費が増加しましたが、修繕費、減価償却費等が減少したことにより経常費用が減少し、若干上昇しています。

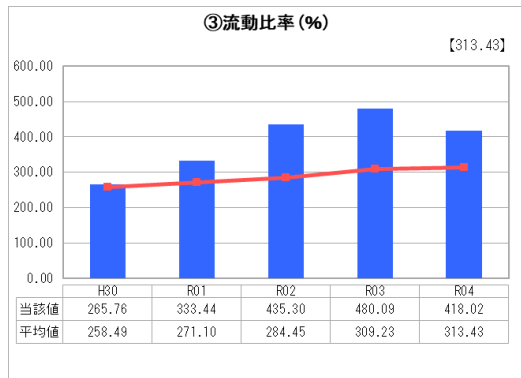
【②累積欠損金】



【欠損金／営業収益】
 (0%)
 企業団値：0.00%
 類似団体平均値：8.81%

累積欠損金はありません。

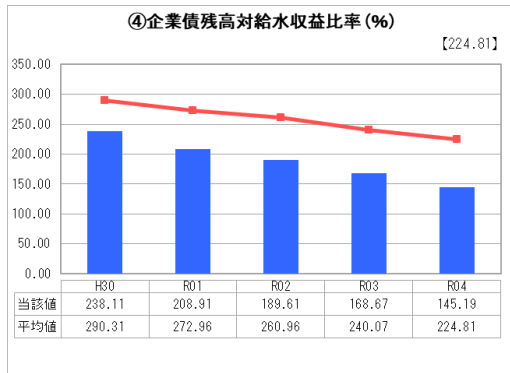
【③流動比率】



【流動資産／流動負債】
 (100%以上)
 企業団値：418.02%
 類似団体平均値：313.43%

流動負債に含まれる企業債が減少していますが、令和4年度の流動比率は前年度と比較し減少しています。これは、令和4年度末において、流動資産に含まれる現金・預金のうち、1年以内に満期が到来しない預金について、その他投資に整理したことで、現金・預金が減少したことによるものです。100%以上を維持しており、類団平均値を上回っています。

【④企業債残高対給水収益比率】



【企業債残高／給水収益】

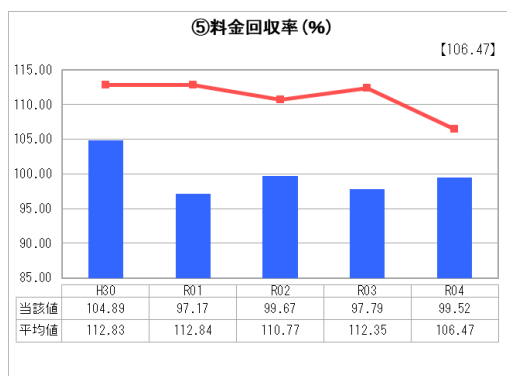
(低い方がよい)

企業団値：145.19%

類似団体平均値：224.81%

企業債残高は、建設期のピークから約30年経過し順調に減少していることから、本比率は下降・好転しています。

【⑤料金回収率】



【供給単価／給水原価】

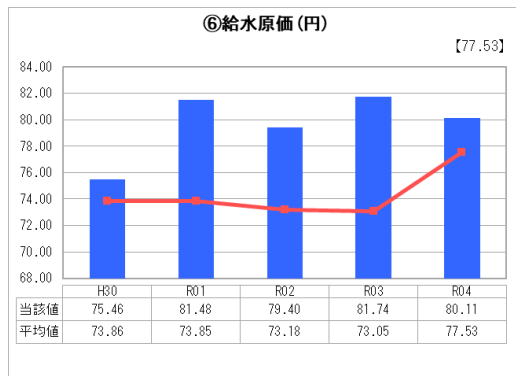
(100%以上)

企業団値：99.52%

類似団体平均値：106.47%

指標上100%以下となっていますが、料金回収率の基となる給水原価に長島ダム管理費等の県留保分が含まれ、それに見合う県補助収入もあることから、それらを除くと113.74%であり、類団平均値を上回ります。

【⑥給水原価】



【経常費用／有収水量】

(低い方がよい)

企業団値：80.11円

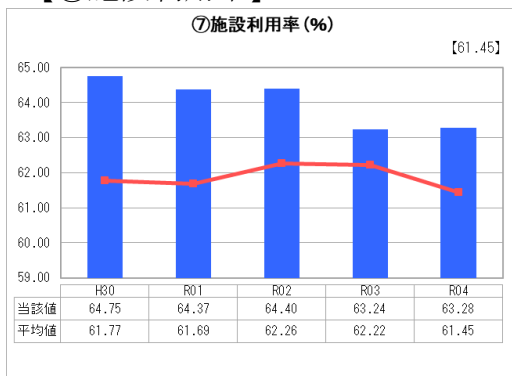
類似団体平均値：77.53円

費用に長島ダム管理費等の県留保分が含まれていることにより、それを除くと70.10円となり類団平均値を下回っています。

令和元年度は、長期前受金戻入が減少したことにより上昇しました。令和2年度及び令和3年度は、収益が前年度並みですが、修繕費等の維持管理費の増減により、若干上下しています。令和4年度は、動力費が増加しましたが、修繕費、減価償却費等が減少したことにより経常費用が減少したため、前年度に比べ若干減少しました。

(イ) 効率性

【⑦施設利用率】



【平均配水量／配水能力】

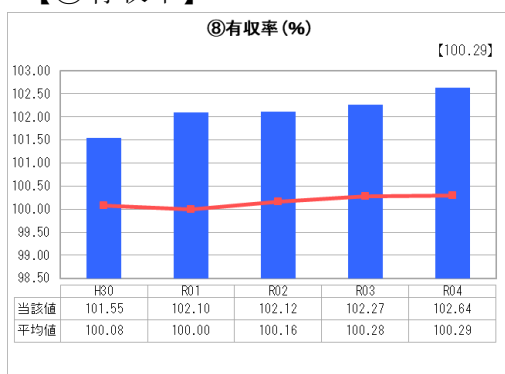
(高い数値が望まれる)

企業団値：63.28%

類似団体平均値：61.45%

平均配水量が大きく変化しないことから、約65%、施設能力の約2/3で推移しています。類団平均値とほぼ同値となっています。

【⑧有収率】



【年間有収水量／年間配水量】

(100%に近い数値が望まれる)

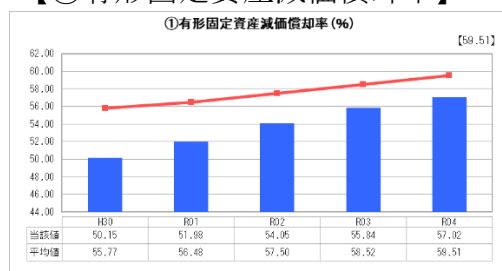
企業団値：102.64%

類似団体平均値：100.29%

一部責任水量制のため、有収水量は配水量より大きい値となっており、100%を上回っています。類団平均値を上回っています。

イ 老朽化の状況について

【①有形固定資産減価償却率】



【有形減価償却累計額／償却対象資産】

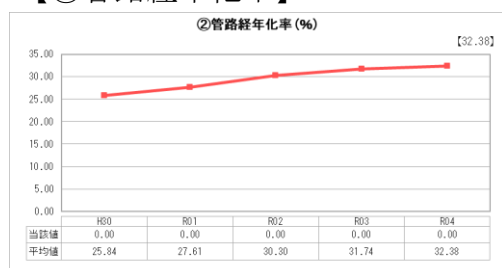
(特になし)

企業団値：57.02%

類似団体平均値：59.51%

供給開始後、約35年を経過し徐々に上昇しています。機械・電気設備の更新は順次実施していますが、管路は現時点では耐用年数を経過していません。

【②管路経年化率】



【耐用年数を経過した管路延長／総管路延長】

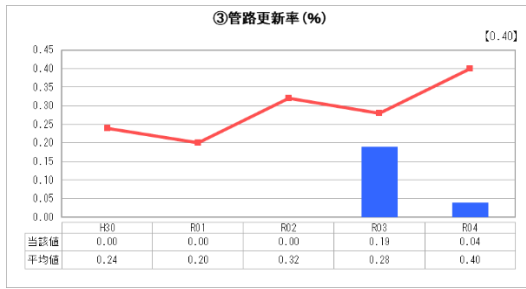
(特になし)

企業団値：0.00%

類似団体平均値：32.38%

供給開始後、約35年を経過した段階であるため、法定耐用年数を経過した管路は令和4年度末時点ではありません。

【③管路更新率】



【今回更新した管路延長／管路延長】

(特になし)

企業団値：0.04%

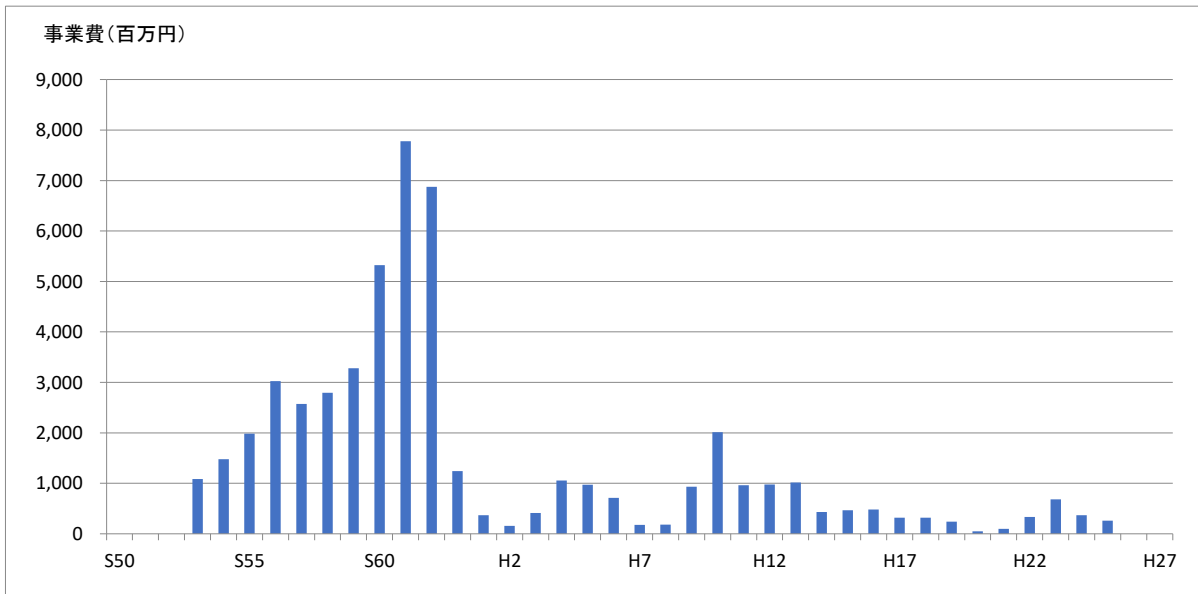
類似団体平均値：0.40%

法定耐用年数を経過した管路は令和4年度末時点ではありません。令和3年度及び令和4年度の更新については、道路工事等に伴い、送水管を移設したことによるものです。

(5) 投資

企業団設立時からこれまでに整備してきた浄水場や送水施設等の施設整備事業費は、以下のグラフのとおりです。今後は、現在進めている設備の更新事業のほか、施設全般に渡る更新事業が予定されています。

施設更新実施計画では、将来の水需要等を踏まえ、施設規模の適正化や更新優先順位等について検討しており、将来に向けて計画的な更新を進めていきます。



<これまでの施設等事業費の推移>

9 地域社会との共生・環境との調和

(1) 地域社会との共生

企業団では、供給開始時から、小学生や地域の皆様の施設見学を受入れています。施設見学を通じて、水道に興味、関心を持っていただくとともに、水道事業への理解の促進に努めています。

なお、施設見学については、令和2年度からは新型コロナウイルス感染症対策として、見学を中止しておりましたが、令和4年度からは、規模や見学内容を見直して実施しています。

また、これから実施する施設更新事業の推進のため、受水団体等の関係機関や地域との連携に努めていきます。

その他、事業に関する情報や見学動画等ホームページを充実させることやインターネットを活用する等、時代のニーズに合った対応に努めていきます。

(2) 環境との調和

平成31年3月に「第4次静岡県大井川広域水道企業団地球温暖化対策実行計画」を策定し、温室効果ガス排出量を基準年度（平成25年度）比で5.2%削減する目標としており、設備の適正な管理や、設備更新時の配慮、漏水の防止などによりエネルギーの効率的な利用を図り、エネルギー使用の抑制に努めています。

令和元年度から4年度は、設計、施行、建設廃棄物の処理に至る各段階を通じて環境に配慮した結果、温室効果ガス排出量は基準年度比で10%以上削減となりました。また、浄水場発生土は100%リサイクルを行っており、廃棄物の削減に努めています。

また、今後は、脱炭素を推進するため、小水力発電等の再生可能エネルギーの活用や温室効果ガス低排出量の設備や機器及び電気自動車等の環境負荷軽減機器の導入を図ります。

なお、これらは、“10 連携（4）DX・GX等”と関連することから、同調して推進します。



<参考：小水力発電機>

10 連携

(1) 榛南水道統合事業

県榛南水道と大井川広域水道との統合は、「静岡県水道整備計画基本構想」において、同一の給水対象範囲にある既設水道に関しては一元化を実現することを基本方針としていることや、昭和52年9月の大井川広域水道用水供給事業の認可申請の際に、知事から厚生大臣あての認可申請進達書で、既設の榛南水道用水供給事業と統合する旨を明記しています。

平成30年度～令和3年度における関係4者（御前崎市、牧之原市、県企業局、企業団）による榛南水道統合検討会において、それぞれの事業の施設の更新を踏まえ、今回のタイミングが最も有効であることとし、統合を進めることとしました。

令和4年3月に統合に係る基本協定書及び令和4年9月に統合に係る実施協定書を締結し、令和11年度の統合（供給開始）に向け、関係4者で連結管等の整備を進めています。統合に係る実施協定の概要は以下のとおりです。

用水供給の方法	榛南浄水場を廃止し、大井川広域水道から次の2ルートを接続 ①右岸牧之原線から牧之原新一の谷配水池 ②右岸御前崎線から牧之原市大江地内又は波津地内の榛南水道管路
整備の分担	企業団：設計業務、用地取得、占用協議等 企業局：連結管整備工事等
財源	企業債を活用（施設整備は企業団、撤去は企業局）
統合に係る費用負担	御前崎市及び牧之原市 （ただし、廃止に要する費用には、企業局の内部留保資金を充当）
統合後の資産	統合後も使用する施設は、企業団に譲渡 廃止施設の土地は、企業局から御前崎市又は牧之原市に譲渡
施設の廃止と管理	廃止する施設の撤去は、企業局が担当 残置する管は、吉田町内は企業団、御前崎市内は御前崎市、牧之原市内は牧之原市が管理

※統合しない場合の施設整理関係費及び施設撤去関係費は26,041百万円、統合した場合の同費用は10,406百万円

(2) 静岡県水道広域化推進プラン

静岡県では、静岡県水道広域化推進プランを令和4年度に策定しました。大井川圏域では、令和11年度を目途に県企業局榛南水道と大井川広域水道の2つの水道を統合すること、統合後は、令和14年度を目途に島田市稲荷浄水場を廃止するなど、水道用水供給事業と水道事業の施設の統廃合を進めること、水道事業

については、大井川右岸の4市（掛川市、御前崎市、菊川市及び牧之原市）、島田市及び大井上水道企業団の連携を進め、将来的には、水道用水供給事業との統合を目指すこととし、現在、関係者等で検討を進めています。

（3）官民連携

官民連携については、一般的な業務委託からコンセッション方式まで、様々な形態が存在し、民間企業の創意工夫による工期短縮、品質の向上、また事務負担の軽減を図ることが期待されます。

今後、施設更新実施計画に基づく施設更新事業は、官民連携の導入を検討していきます。

（4）DX・GX等

社会的に求められている抜本的な業務効率化、収益増加、経費削減、住民サービス向上、クリーンエネルギーへの転換等に資するDX・GXの導入を推進します。

デジタル技術を活用して利便性の向上や業務の効率化を図ることや、脱炭素に係る施策の情報収集等を行い、企業団にとって効果の高い技術の導入に取り組んでいきます

なお、これらは、“9 地域社会との共生 環境との調和（2）環境との調和”と関連することから、同調して推進します。

・DX（デジタルトランスフォーメーション）

デジタル技術やデータを駆使して作業の一部にとどまらず社会や暮らし全体がより便利になるよう大胆に変革していく取組。

・GX（グリーントランスフォーメーション）

化石エネルギーを中心とした産業構造・社会構造をクリーンエネルギー中心へと転換を図る取組。



第4章



ビジョンと経営戦略

戦略体系 [ビジョン▶経営戦略▶経営計画] ----- 4- 1

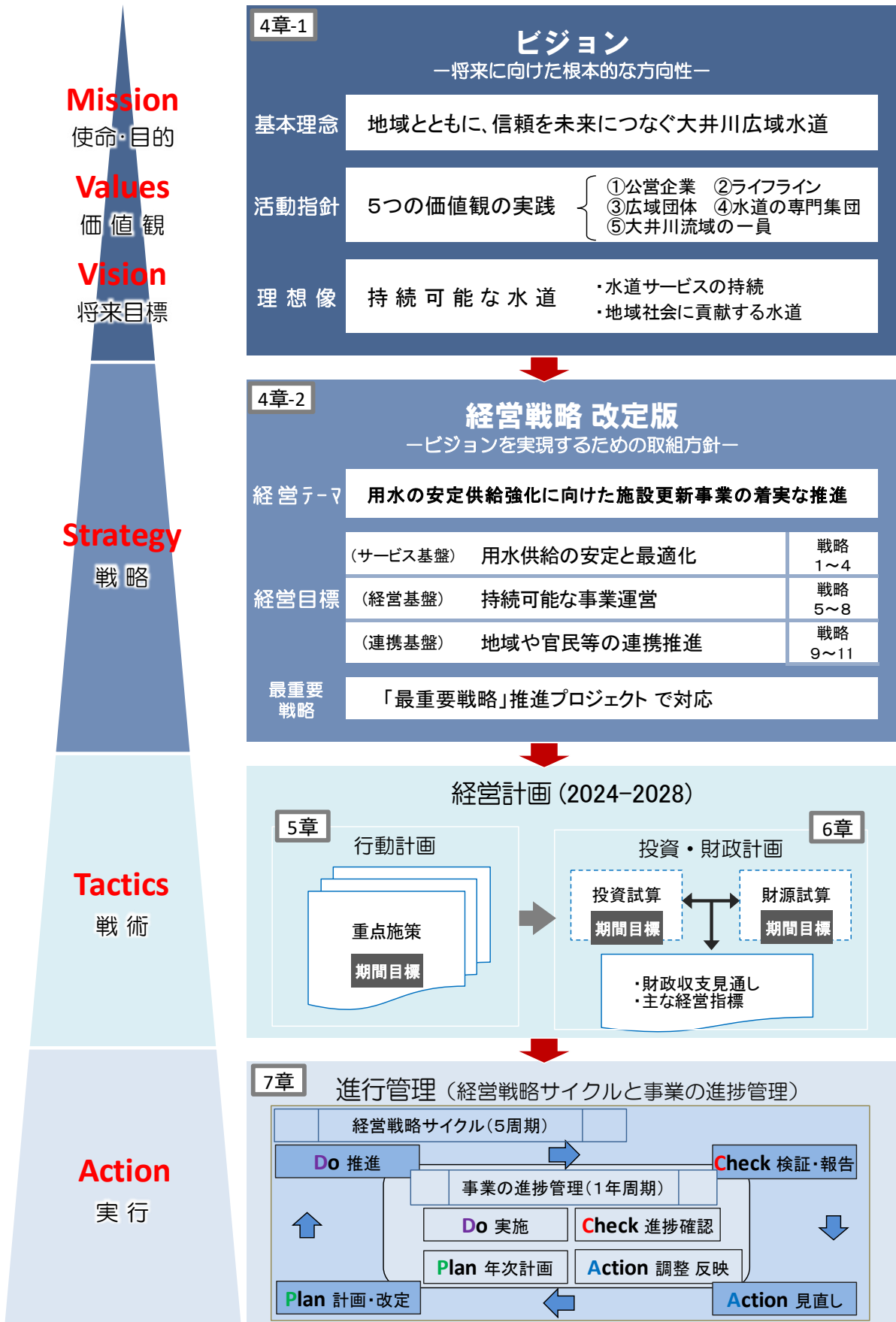
1 ビジョン — 将来に向けた根本的な方向性—

基本理念 -----	4- 2
活動指針 -----	4- 2
理想像 -----	4- 3
企業団「ビジョン」の考え方 -----	4- 3
理想像「持続可能な水道」のイメージ -----	4- 4
「ビジョン」の推進基盤 -----	4- 5

2 経営戦略 改定版 — ビジョンを実現するための取組方針—

経営テーマ -----	4- 6
基本的な方針 -----	4- 6
経営目標・戦略展開 -----	4- 7
経営計画 -----	4- 7
I サービス基盤 -----	4- 8
戦略1 流域と連携した水源の確保	
戦略2 安心して安全な水道用水の供給	
戦略3 施設更新事業の推進	
戦略4 設備の適正な維持管理	
II 経営基盤 -----	4-11
戦略5 持続可能な体制の整備	
戦略6 持続可能な財政運営	
戦略7 地域社会との共生	
戦略8 環境との調和	
III 連携基盤 -----	4-14
戦略9 地域連携による水道広域化	
戦略10 官民連携による民間技術の活用	
戦略11 DX等の導入	
「最重要戦略」推進プロジェクト -----	4-17

戦略体系 [ビジョン ▶ 経営戦略 ▶ 経営計画]



1 ビジョン — 将来に向けた根本的な方向性—

基本理念

Mission

企業団の事業活動の礎とします

地域とともに、信頼を未来につなぐ大井川広域水道

企業団は、昭和63年に用水供給を開始して以来35年にわたり、流域の水道事業者とともに、地域にとって欠かすことのできないライフラインとして、人々の生活と産業活動を支えてきました。

現在の水道事業を取り巻く環境を見渡すと、人口減少や産業構造の変化等に伴う水需要の減少、施設の老朽化に伴う更新需要の増大、職員の減少・高齢化に伴う人材確保・育成などが挙げられます。巨大地震の可能性や気候変動に伴う気象災害リスクの高まりなど、水道の安全性と継続性を脅かす多くの問題が存在し、水道事業の経営にとって大変厳しい時代を迎えています。

企業団においても、地域から信頼される健全な事業運営を維持しつつ、環境の変化や社会ニーズに適応した質の高い水道を確立し、未来に継承していくことが最大の使命であると認識し、「地域とともに、信頼を未来につなぐ大井川広域水道」を基本理念としました。

この基本理念を事業活動の礎として、新しい水道の時代に対応していきます。

活動指針

Values

5つの価値観を実践します

1. 「公営企業」として、健全かつ透明な事業運営を遂行します
2. 「ライフライン」として、くらしの安心・安全を力強く支えます
3. 「広域団体」として、圏域の中核的機能を担います
4. 「水道の専門集団」として、知識・技術の研鑽に努め、その成果を地域社会に還元します
5. 「大井川流域の一員」として、流域環境の保全に努め、地域の健全な発展に貢献します

基本理念の下、企業団が地域社会に提供すべき価値や強み、担うべき責務・役割を「5つの価値観」としてまとめ、事業活動における行動の基準（活動指針）としました。

「5つの価値観」を職員の一人ひとりが共有し、プロフェッショナルマインド（自律）とチームワーク（協調）の姿勢をもって行動し実践しながら、基本理念の具現化に向けて事業活動を遂行していきます。



50年後、100年後の実現を目指します

持続可能な水道

水道サービスの持続（安全・強靱・持続）

地域社会に貢献する水道（地域共生・環境貢献・技術貢献）

大井川流域の社会・住民が望む理想的な水道とは、「大井川の水が、必要な量、いつでも、どこでも、合理的な対価で、安心して利用できる水道」といえます。

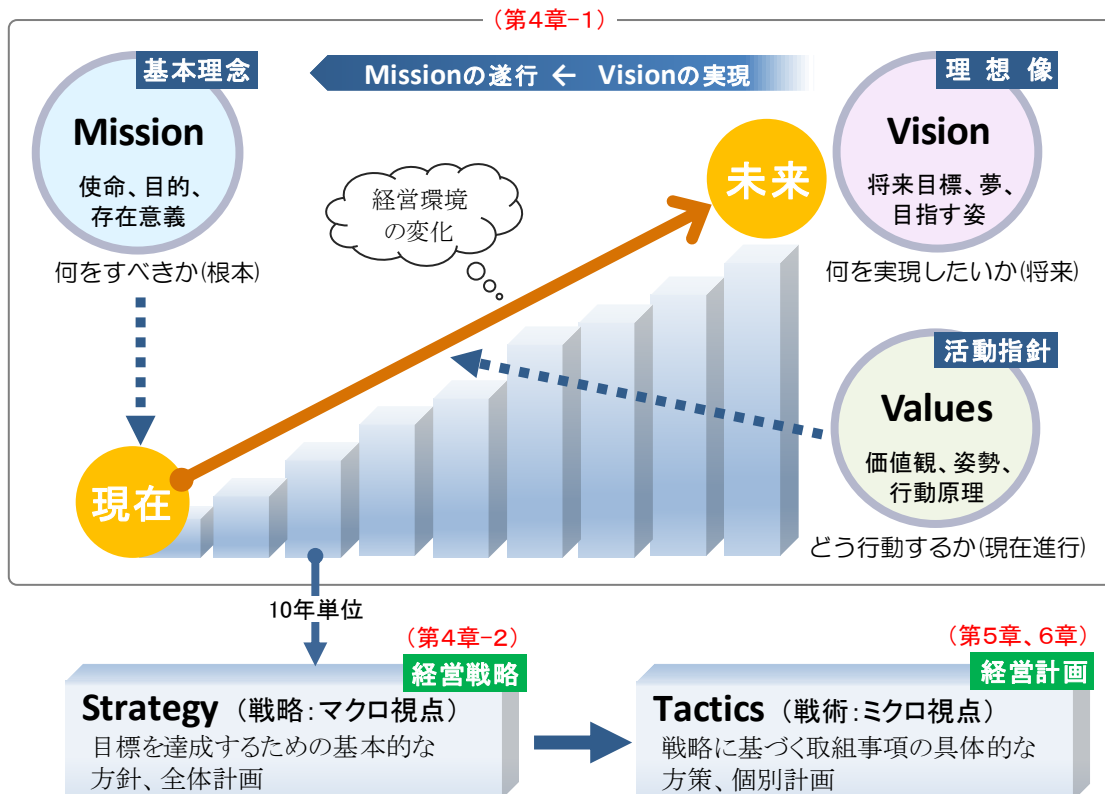
このような水道を実現するためには、水道水の安全性の確保、リスクに対する強靱性の確保、持続的にサービスを提供できる体制の確保が必要です。

さらには、事業活動が地域や環境に与える影響の大きさを認識し、環境保全や資源・エネルギーの循環対策、地域社会に対する貢献活動など、企業として、また地域社会の一員として必要な社会的責任を果たしていくことも不可欠です。

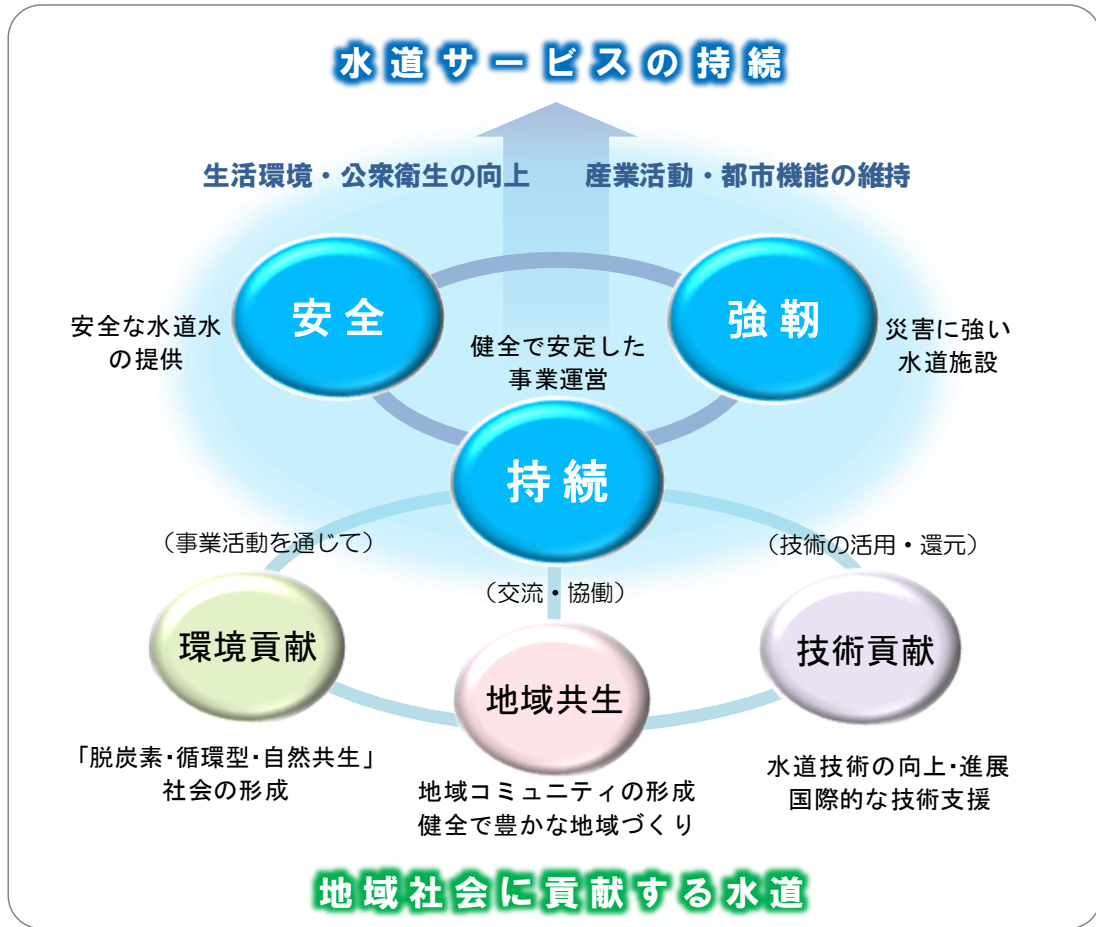
これらを踏まえ、企業団が目指すべき理想的な水道の姿を、水道サービスの持続（安全・強靱・持続）と地域社会に対する貢献（地域共生・環境貢献・技術貢献）の2つの側面から成る「持続可能な水道」としました。

50年後、100年後の実現を目指して、様々な取組みに挑戦していきます。

企業団「ビジョン」の考え方



理想像「持続可能な水道」のイメージ



水道サービスの持続

安全

水源から給水栓末端まで、一元的かつ広域的な水質管理体制の下、水道原水の水質保全、適切な浄水処理、管路内の水質保持が徹底され、すべての住民が、いつでもどこでも、おいしく水を飲める水道であること。
世界と比べても類を見ない高度な管理と良好な水質を保持し、常に水質の向上に努力していること。

強靱

施設の計画的な更新により健全度が保たれ、水道施設の耐震化やバックアップ体制、近隣水道事業者とのネットワーク網を構築することにより、災害等による被災を最小限にとどめる強いしなやかな水道であること。
水道施設が被災した場合であっても、迅速に復旧できる水道であること。

持続

水需要が減少しても料金収入による健全で安定した事業運営がなされ、水道に関する技術、知識を有する人材により、安定的に水道水を供給できる水道であること。
近隣の事業者間において水道施設の共同管理や統廃合を行い、広域化や官民連携等による最適な事業形態が実現していること。

地域社会に貢献する水道

地域共生

開かれた水道事業として、積極的な広報や情報提供が行われ、水道に対する理解と信頼が形成されていること。
地域との交流・協働により、地域防災、環境美化、行事・イベント、社会・環境学習、歴史・文化の継承などの取組が行われ、コミュニティの形成と健全で豊かな地域づくりに貢献していること。

環境貢献

事業活動を通じて、二酸化炭素の削減、資源・エネルギーの有効利用、自然環境や生態系への負荷軽減等、地球環境に配慮した対策が徹底され、脱炭素社会・循環型社会・自然共生社会の形成に貢献していること。

技術貢献

培った技術やノウハウを活用して、産・学・官の多様な機関との技術情報の共有、技術開発や調査研究などへの積極的な取組により、水道技術の向上や進展、水道産業の活性化に貢献していること。
さらに、途上国の技術支援や水ビジネスへの参画など、水道技術を通じて国際社会に協力していること。

「ビジョン」の推進基盤

「ビジョン」に向かって取組を推進する上での基礎となる「推進基盤」と「当
面対処すべき課題」を整理しました。これを基に経営戦略を展開します。

○ビジョンの推進基盤

基盤		ビジョンの視点(主に該当するもの)					
		活動指針	理想像				
サービス基盤	用水供給サービスを構成する施設・機能(用水供給システム)を管理・運用する基盤	公営企業	ライフライン	水道の専門集団	安全	強靱	持続
経営基盤	経営資源の適正管理と有効活用により、サービスを支え、地域社会との信頼を形成する基盤		大井川流域の一員		地域共生	環境貢献	
連携基盤	広域的・多角的な視点から、多様な機関との連携を推進する基盤		広域団体			技術貢献	

○当面对処すべき課題

外的脅威

- ・人口減少、産業構造の変化に伴う水需要の減少
⇒適正な料金体系、収益基盤の強化
- ・深刻な人材不足・高齢化
⇒人材(財)の確保や技術継承
- ・南海トラフ地震等の自然災害、人為災害等のリスク
⇒水道施設の耐震化、災害応急体制の強化
- ・気候変動、開発行為、水質事故等の水質リスク
⇒水源環境の管理、水質監視体制の確立

内的脅威

- ・水道施設の更新需要拡大⇒投資の増大
⇒投資財源の確保、アセットマネジメント
- ・インフラの不安要素(脆弱性、経年劣化)
⇒長寿命化の推進、施設更新需要の増大

機会

- ・水処理技術、水質検査技術の革新
⇒技術の高度化、LCC削減の推進
- ・DX等の技術の進展
⇒業務の効率化・高度化の推進
- ・“大井川”や水資源への関心の高まり
⇒水循環保全の取組み、大井川のPRの機会

社会的課題

- ・水道法改正、水道所管省庁の異動
⇒基盤強化に向けた取組の推進
- ・地域社会や環境に対する貢献の重要性
⇒地域共生、環境貢献の一層の推進
- ・東日本大震災など過去の災害の教訓
⇒危機管理対策の抜本的な見直し

2 経営戦略 改定版ー ビジョンを実現するための取組方針ー

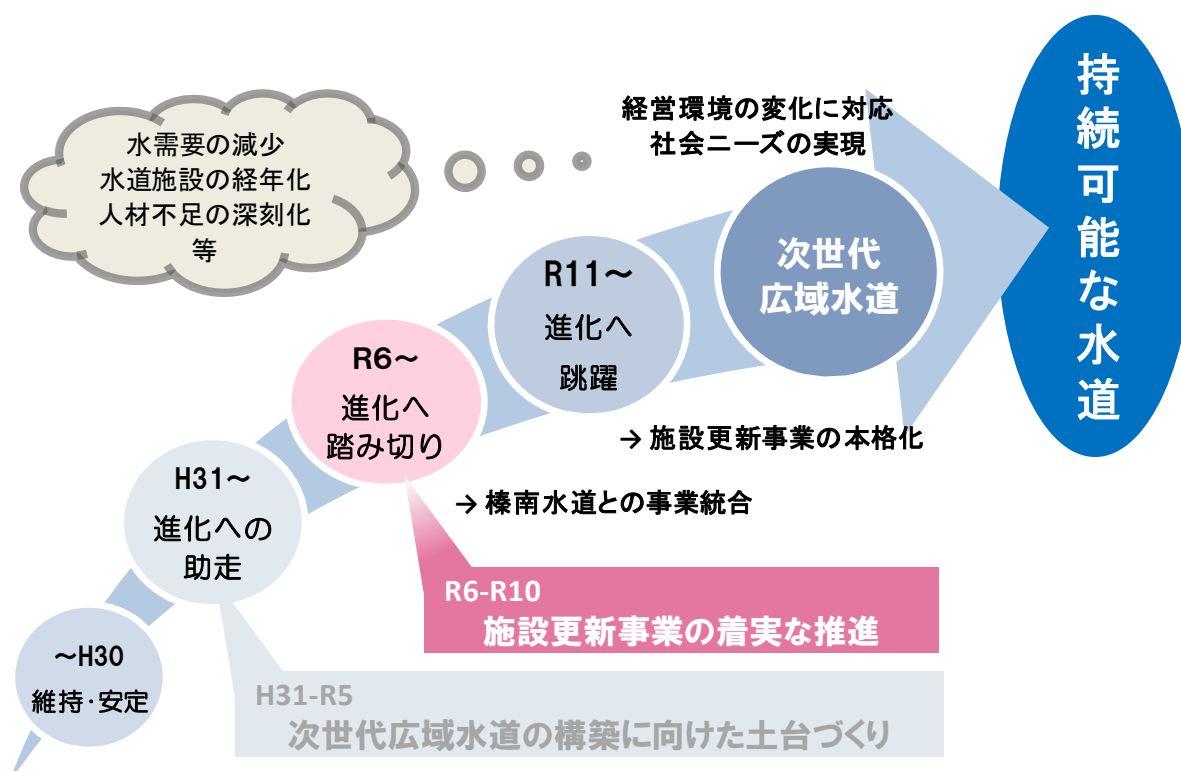
○ 経営テーマ

用水の安定供給強化に向けた施設更新事業の着実な推進

○ 基本的な方針

ビジョンに掲げる理想像「持続可能な水道」の実現に向けて、経営戦略2019のスタートから取り組んできた「サービス基盤」「経営基盤」「連携基盤」の「行動計画」と持続可能な経営のための「投資・財政計画」を踏襲しつつ、経営環境の変化に的確に対応し、より現実的かつ実効的な経営戦略とするため、経営戦略2019の改定を行い、計画期間を令和10年度までとします。

「大井川の水が、必要な量、いつでも、どこでも、合理的な対価で、安心して利用できる水道」の実現ため、水道用水供給事業の基礎である「サービス基盤」業務を軸として、持続可能な組織や財政等の運営、地域や民間等の連携による実効的な施策の導入を推進するとともに、長期かつ多額な財源と投資が必要となる施設更新事業を着実に推進することを基本的な方針とします。



○ 経営目標・戦略展開

「サービス基盤」「経営基盤」「連携基盤」の各基盤に経営目標を掲げ、その実現に向けて11の戦略を展開します。

また、本計画期間で経営テーマや経営目標を達成するよう、相互に関連する戦略を“最重要戦略”として位置づけ、「最重要戦略」推進プロジェクトとして総合的に推進します。

サービス基盤	(経営目標) 用水供給の安定と最適化	戦略1 流域と連携した水源の確保 戦略2 安心して安全な水道用水の供給 戦略3 施設更新事業の推進 戦略4 設備の適正な維持管理
経営基盤	(経営目標) 持続可能な事業運営	戦略5 持続可能な体制の整備 戦略6 持続可能な財政運営 戦略7 地域社会との共生 戦略8 環境との調和
連携基盤	(経営目標) 地域や官民等の連携推進	戦略9 地域連携による水道広域化 戦略10 官民連携による民間技術の活用 戦略11 DX等の導入
「最重要戦略」推進プロジェクト	戦略3 施設更新事業の推進 戦略6 持続可能な財政運営 戦略10 官民連携による民間技術の活用	

○ 経営計画

各戦略の戦略方針と諸施策の中から計画期間である今後5年間の「重点施策」の取り組みを示した「行動計画」と安定経営の維持・財源の確保に資する「投資・財政計画」により、円滑に各戦略の諸施策を推進します。

行動計画 (R6-R10)	計画期間における各戦略の重点施策の方針と取組内容 (11戦略 11重点施策)		第5章
投資・財政計画 (R6-R10)	①投資試算 施設更新事業と設備保守計画の確実な履行 ②財源試算 将来を見据えた適正な料金収入 安定経営を支える内部留保資金の確保 5年間の財政収支見通し 主な経営指標		第6章

I サービス基盤

経営目標 用水供給の安定と最適化

ビジョンの視点

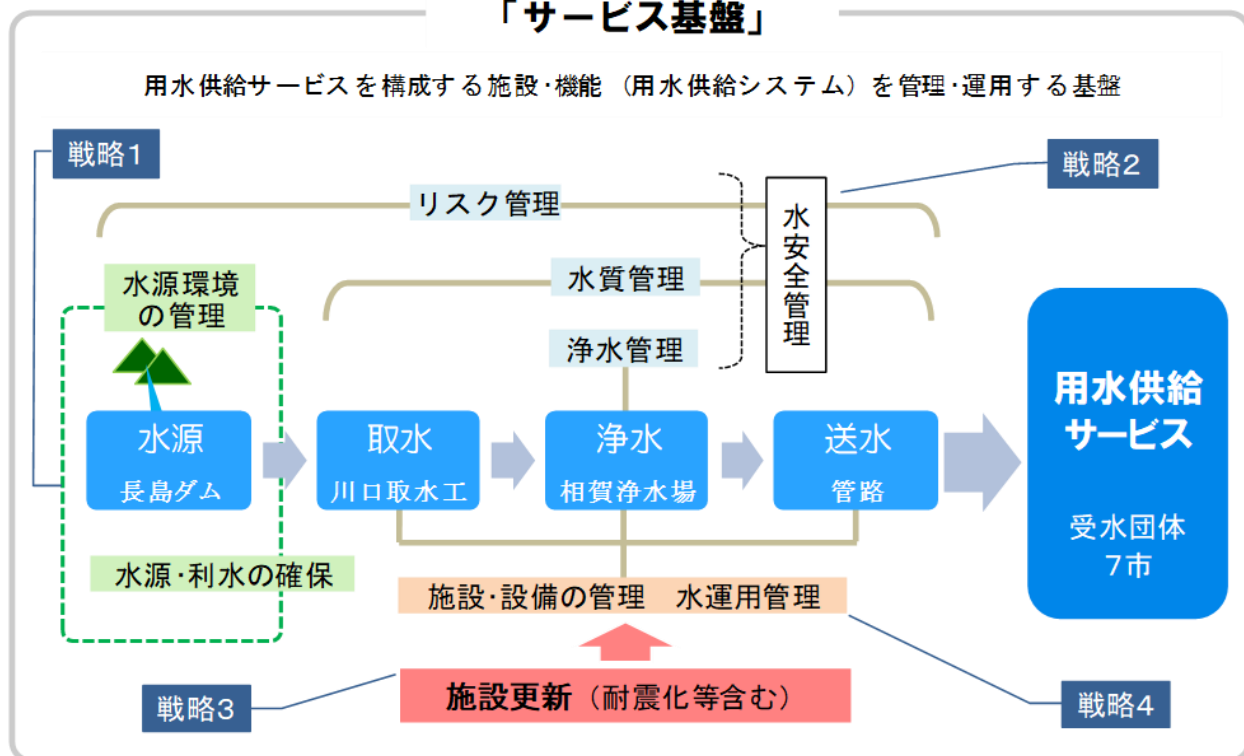
活動指針…「ライフライン」「公営企業」としての責務の遂行、「水道の専門集団」としての強みの発揮
理想像…「安全な水道」「強靱な水道」「水道の持続性」の実現

5年後（R10年度）の目指す姿

- ① 水道の基本である「水質・水量・水圧」が確保され、水道用水供給システムの安全性・安定性が効率的・合理的に向上されること
- ② 「施設更新実施計画」に基づき、施設更新事業が着実かつ適正に進められていること



「サービス基盤」



I サービス基盤

経営目標 用水供給の安定と最適化

戦略1 流域と連携した水源の確保

(戦略方針)

安心で安全な水道用水を安定して供給するための水源の確保

(諸施策)

・水源の保全と確保

水源である長島ダムが経年化するにあたり、ダム運用に支障が出ないように設備の保全や更新に努めるとともに、ダム管理費負担金が適正に支出されるようダム管理者と調整します。

・水利権の更新

水利権の許可期限が令和6年度末までとなっているため、許可更新申請にあたり、受水団体の水需要動向の把握や調整を行い、河川管理者から更新許可を得ます。

・流域団体との連携

大井川の水は高度利用される流域の共通財産であり、将来にわたって安定的に取水できるよう流域の関係団体と連携・協力して水資源や流域環境を保全し、持続可能な水利用を確保します。

計画期間中における重点施策

水利権の更新

戦略2 安心で安全な水道用水の供給

(戦略方針)

安心で安全な水道用水を安定して供給するための水道水の品質管理

(諸施策)

・水質管理体制の維持・最適化

毎年策定する「水質検査計画」に基づき、水源から受水点までの水質管理を行うにあたり、安心で安全な水道用水を供給できるよう水質検査機器等の計画的な整備、精度管理の徹底、検査技術の維持・向上及び検査の妥当性評価を実施します。

・水質危機対応

「水安全計画」に基づき、水質や浄水処理のリスク対応にあたり、水源汚染の早期の情報収集や適切な浄水処理、水質検査を行います。また、新たな事象によるリスク対応のため、職員の研修や「水安全計画」の改定を行います。

計画期間中における重点施策

適切な水質管理体制の維持とリスク対応

I サービス基盤

経営目標 用水供給の安定と最適化

戦略3 施設更新事業の推進

「最重要戦略」
推進プロジェクト

(戦略方針)

安心で安全な水道用水を安定して供給するための施設更新事業を推進

(諸施策)

・施設更新実施計画の履行

「施設更新実施計画」に基づき、耐震化の推進や既設施設が抱える課題の解消のため、施設更新事業を着実に推進します。

・官民連携等の検討

施設更新事業の推進にあたり、費用対効果の高く水道基盤の強化に繋がる官民連携手法や新技術を導入する検討をします。【戦略 10, 11】

・環境 コスト縮減 長寿命化

今後、施設更新事業の着実な実施に加え、脱炭素の推進や再生可能エネルギーの活用、規模適正化や長寿命化を考慮した施設構築を進め、コスト縮減のため、定期的に計画の見直しをします。【戦略 6、 8】

・財源の確保

施設更新事業の推進にあたり、財源の確保ができるよう適切な料金水準の確保、企業債依存の低減、国庫補助金や交付金制度の活用を検討します。

計画期間中における重点施策

施設更新事業の着実な推進

戦略4 設備の適正な維持管理

(戦略方針)

安心で安全な道用水を安定して供給するための設備の健全性を確保

(諸施策)

・設備保守計画の履行

設備の健全性を確保できるよう、「個別施設計画」を包括する「設備保守計画」に基づき、設備の長寿命化、健全性を維持する点検、修繕等の保守業務と設備の老朽化対策や強靭性を付加する改善工事（設備更新）を適切に実施します。

・維持管理業務

設備の健全性と危機耐性を確保できるよう、設備に適した効率的な点検、修繕、設備更新の実施と法令、ガイドライン等に即した維持管理業務を適切に実施します。

計画期間中における重点施策

設備保守計画（更新計画）の履行

II 経営基盤

経営目標 持続可能な事業運営

ビジョンの視点

活動指針…「公営企業」「ライフライン」としての責務の遂行、「水道の専門集団」としての強みの発揮、「大井川流域の一員」としての役割の遂行
理想像…「水道の持続性」の実現、「地域共生」「環境貢献」の推進

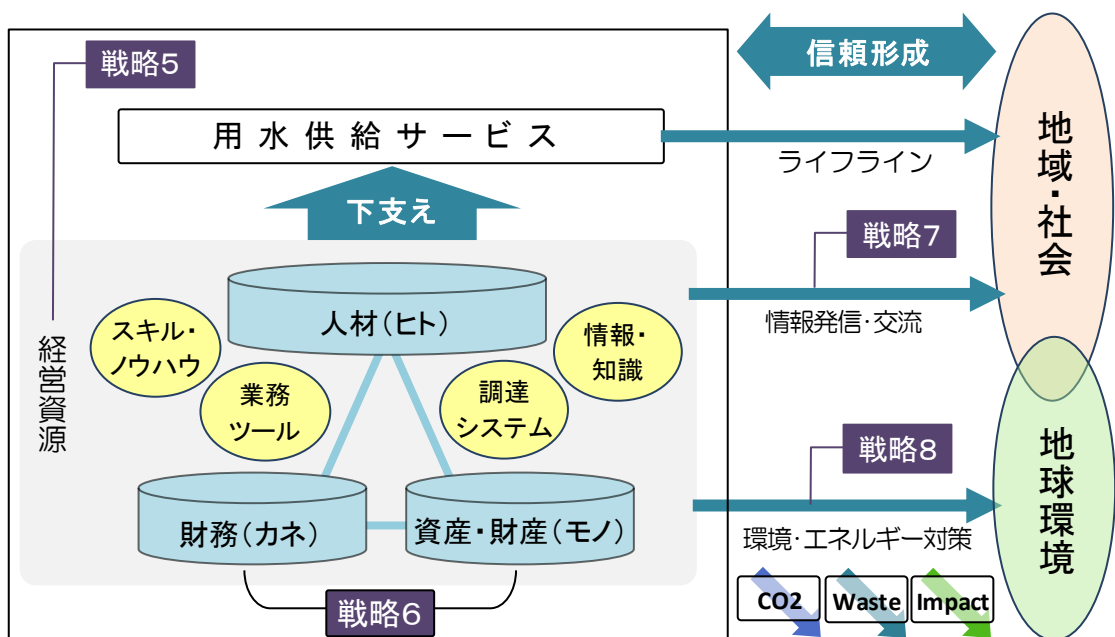
5年後（R10年度）の目指す姿

経営環境の変化や多様化する社会ニーズに的確に対応できる効率的な組織体制と安定した財政基盤が確保されるとともに、地域や環境に対する社会的責任の遂行により地域社会との信頼関係が一層向上し、事業経営の持続性が確保されていること



「経営基盤」

経営資源の適正管理と有効活用により、サービスを支え、地域社会との信頼を形成する基盤



II 経営基盤

経営目標 持続可能な事業運営

戦略5 持続可能な体制の整備

(戦略方針)

持続可能な事業運営のための運営体制を整備

(諸施策)

・運営体制づくり

令和5年度に策定した施設更新実施計画に基づき、今後、本格的な施設更新事業が始まります。通常の維持管理業務に施設更新事業が加わることから、中長期的な事業量の増加に対応し、特定事業主行動計画に配慮し、職員個人への負担増にならない運営体制づくりを目指します。

・人材(財)育成

企業団職員としての基本的な研修に加え、経営環境の変化に対応できる研修の受講により、個々の知識・技術の向上を図るなど、組織全体でレベルアップや技術の継承を行います。あわせて、業務上必要な資格取得も引き続き後押しします。

・働きやすい職場づくり

組織体制を構築するとともに、人材(財)育成を推進し、職員個々のワークライフバランスの充実を図り、企業団全体で働きやすく活力ある職場づくりを目指します。

計画期間中における重点施策

持続可能な運営体制の構築と人材(財)育成

戦略6 持続可能な財政運営

「最重要戦略」
推進プロジェクト

第6章
経営計画(投資・財政計画)

(戦略方針)

持続可能な事業運営のための財政運営

(諸施策)

・安定経営の維持と更新財源の確保

施設更新事業の着実な推進のため、収益的収支の見込みから適正な料金体系の設定し、安定経営を維持します。

また、更新財源は、補助金の確保や企業債の借入を予定します。企業債借入額減等の柔軟な財政運用により、負担軽減や適正な内部留保資金を確保します。【戦略3】

・国庫補助金等の検討

施設更新事業費は平準化に努めていますが、年度毎の格差が大きい見通しとなります。財源として有効に取り入れることができる国庫補助金や交付金等の調査・検討を行います。

計画期間中における重点施策

安定経営の維持と施設更新財源の確保

II 経営基盤

経営目標 持続可能な事業運営

戦略7 地域社会との共生

(戦略方針)

持続可能な事業運営のための地域との共生

(諸施策)

・水道事業への理解の促進

安心で安全な水道用水を安定的に供給するため、小学生等への浄水場施設見学を通して、水道の仕組みや大切さを伝え、水道事業への理解を深めていきます。

また、受水団体や大井川流域の関係機関等と連携・協力しより強固な信頼関係の形成に努めます。

長期間にわたる管路の布設を円滑に進めるよう、地域の皆様に丁寧な説明を心掛け、水道用水供給事業や施設更新事業への理解を深めます。

・広報媒体の充実

常にホームページを更新し新規情報を発信します。また、動画サイトやインターネットを活用する等、時代のニーズに合った対応に努めます。

計画期間中における重点施策	水道事業への理解の促進
---------------	-------------

戦略8 環境との調和

(戦略方針)

持続可能な事業運営のための脱炭素

(諸施策)

・再生可能エネルギーの活用

送水施設等の高低差による位置エネルギーを電気エネルギーとして活用する小水力発電の導入を検討します。

なお、“戦略11 DX等の導入”の諸施策と同調し推進する。【戦略11】

・環境負荷軽減機器等の導入

施設更新や設備更新時において温室効果ガス排出量の削減を図るため、従来品より低排出量の設備、機器及び電気自動車等を導入します。

なお、“戦略11 DX等の導入”の諸施策と同調して推進する。【戦略11】

・地球温暖化対策計画の履行

平成29年に策定した「地球温暖化対策実行計画」に定める温室効果ガス排出量の削減等の目標を達成できるように努めます。

計画期間中における重点施策	再生可能エネルギーの活用と 環境負荷軽減機器の導入
---------------	------------------------------

Ⅲ 連携基盤

経営目標 地域や官民等の連携推進

ビジョンの視点

活動指針…「広域団体」「大井川流域の一員」としての役割の遂行、「水道の専門集団」としての強みの発揮
理想像…「水道の持続性」の実現、「環境貢献」「技術貢献」の推進

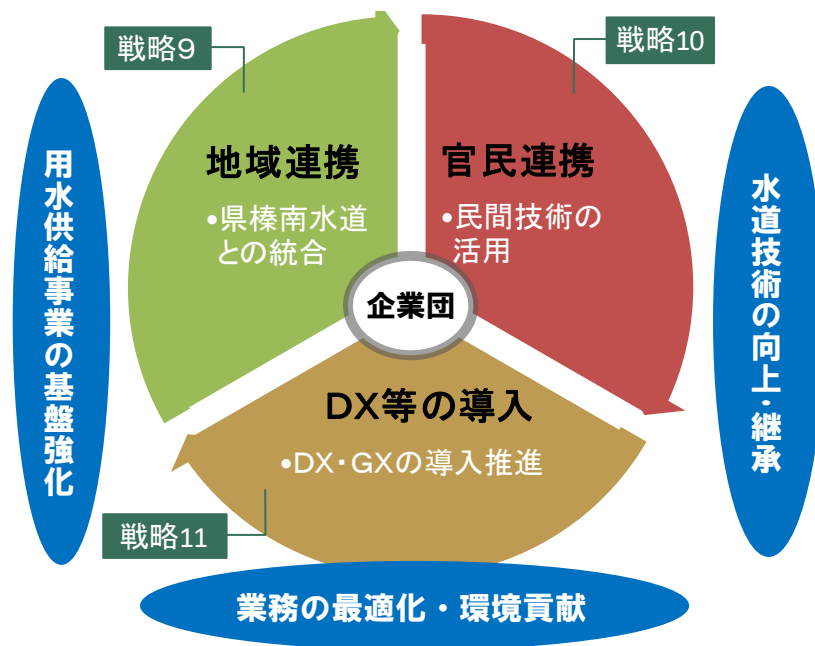
5年後（R10年度）の目指す姿

地域の関係機関や民間との連携及びDX等の導入により、水道用水供給事業の基盤強化や水道技術の向上・継承、業務の最適化、環境貢献等、広く水道の持続的な発展に繋がる実効的な施策が積極的に導入され、理想像の実現や経営目標の達成に向けて進展していること



「連携基盤」

広域的・多角的な視点から、多様な機関との連携による実効施策を推進する基盤



Ⅲ 連携基盤

経営目標 地域や官民等の連携推進

戦略9 地域連携による水道広域化

(戦略方針)

地域連携による水道広域化事業の推進

(諸施策)

・榛南水道統合事業の推進

県の水道広域化プランに基づく大井川広域水道と榛南水道の事業統合は、圏域の水道基盤の強化、経営の合理化、受水団体の負担軽減等が図られることから、送水施設の連結管整備を行い、令和11年4月の水道用水供給開始を目指します。

・県水道広域化推進プランによる圏域内での広域化

大井川右岸4市、島田市及び大井上水道企業団は統合へ向け、プランに基づき検討会を開催しています。将来的には大井川広域水道との統合も想定されていることから、検討会の動向を注視します。

計画期間中における重点施策	榛南水道統合事業の推進
---------------	-------------

戦略10 官民連携による民間技術の活用

「最重要戦略」
推進プロジェクト

(戦略方針)

官民連携による民間技術を活用し水道用水供給事業の基盤強化

(諸施策)

・民間活用による水道用水供給事業の基盤強化

施設更新事業を着実に推進できるよう、民間のノウハウを積極的に導入することにより、水道基盤の強化や人材不足の解消、工事期間の短縮等の効果が期待できる官民連携手法の導入の可能性を探ります。

官民連携については、一般的な業務委託からコンセッション方式まで、様々な形態が存在し、民間企業の創意工夫による工期短縮、品質の向上、また事務負担の軽減を図ることが期待されるため、それらを生かせる発注方法の導入検討をします。

また、民間提案の積極的な活用を図るべく、提案窓口を企業団HP上に開設します。【戦略3】

計画期間中における重点施策	民間活用による水道事業の基盤強化
---------------	------------------

Ⅲ 連携基盤

経営目標 地域や官民等の連携推進

戦略11 DX等の導入

(戦略方針)

DX等の推進による業務の最適化や環境貢献

(諸施策)

・DXの導入検討

抜本的な業務の最適化や課題解消のほか、経費削減やサービス向上等に資するDXを見据え、多岐にわたる新技術の中から企業団において実効的な技術の情報収集と導入可能性調査を行います。

・GXの導入検討

社会的に求められる脱炭素のため、環境負荷や温室効果ガス排出の低減に係る新技術等の導入を推進します。新技術を持つ企業や類似団体の事例等を調査し、企業団における実効的な新技術の導入を検討します。

なお、再生可能エネルギーや環境負荷低減機器の導入等については、“戦略8 環境との調和”の諸施策と同調して推進する。【戦略8】

計画期間中における重点施策

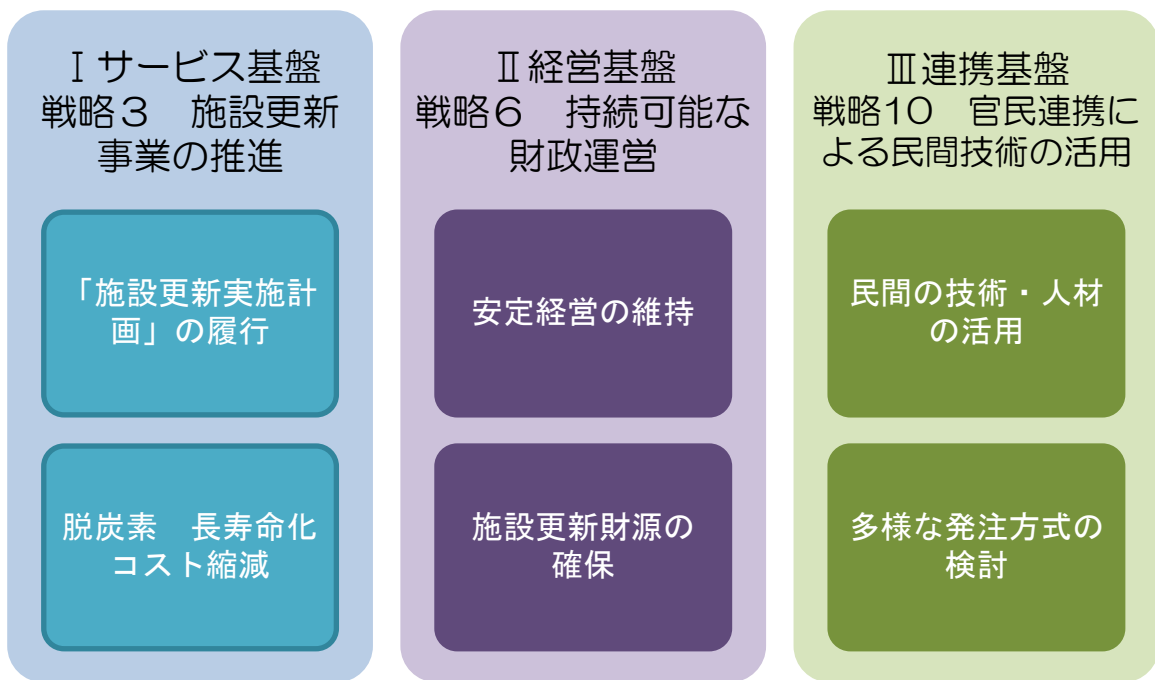
DXの導入検討

「最重要戦略」推進プロジェクト

令和10年度末までの計画期間内で経営テーマ〔用水の安定供給強化に向けた施設更新事業の着実な推進〕と各基盤の経営目標を達成するため、相互に関連し複合的に実施することにより効果を発揮する戦略を“最重要戦略”として位置づけ、『「最重要戦略」推進プロジェクト』として総合的に推進します。

また、計画期間内には、経営に大きな影響を与えるイベントがあることから、戦略的に各施策の進捗を図ります。

「最重要戦略」推進プロジェクト



(経営に影響のあるイベント)

改定前	平成30年度 「経営戦略2019」の策定 令和3年度 「新料金」体系の協議開始 令和4年度 榛南水道との事業統合に係る基本協定締結 令和5年度 「施設更新実施計画」の策定 令和5年度 「経営戦略2019」の改定
計画期間	令和6年度 「榛南水道統合事業」による連結管整備着工 令和6年度 現在の水利権の許可期限年度 令和9年度 「施設更新事業」の着工
計画期間後	令和11年度 榛南水道との事業統合（用水供給開始） 令和11年度 次期「経営戦略」の策定



第5章



経営計画（行動計画）

戦略1 流域と連携した水源の確保

水利権の確保 5- 1

戦略2 安心して安全な水道用水の供給

適切な水質管理の維持とリスク対応 5- 2

戦略3 施設更新事業の推進 **推進PJ**

施設更新事業の着実な推進 5- 3

戦略4 設備の適正な維持管理

設備保守計画（更新計画）の履行 5- 4

戦略5 持続可能な体制の整備

持続可能な運営体制の構築と人材（財）育成 5- 5

戦略6 持続可能な財政運営 **推進PJ**

安定経営の維持と施設更新財源の確保 5- 6

戦略7 地域社会との共生

水道事業への理解の促進 5- 7

戦略8 環境との調和

再生可能エネルギーと環境負荷軽減機器の導入 5- 8

戦略9 地域連携による水道広域化

榛南水道統合事業の推進 5- 9

戦略 10 官民連携による民間技術の活用 **推進PJ**

官民連携による水道事業の推進 5-10

戦略 11 DX等の導入

DXの導入検討 5-11

推進PJ = 「最重要戦略」推進プロジェクト

I サービス基盤	戦略1 流域と連携した水源の確保
重点施策	水利権の更新

令和6年度末に期限を迎える水利権について、令和6年度中に河川管理者に許可申請し、水源の確保に努めます。

1 現在の企業団の水利権状況

許可期間	平成27年4月28日～令和7年3月31日	
最大取水量	4/1～5/31, 11/1～12/31	1.90 m ³ /s
	6/1～6/30, 10/1～10/31	1.96 m ³ /s
	7/1～9/30	2.00 m ³ /s
	1/1～3/31	1.80 m ³ /s

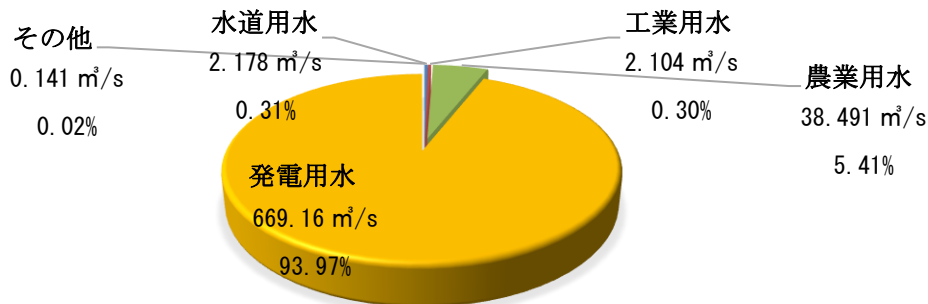
2 許可更新に向けた取り組み方法

受水団体の水需要動向の把握や調整を充分に行い、河川管理者から更新許可を得ます。

取組内容

大井川水系の水利状況（平成30年12月31日現在）

目的別	件数	最大取水量 (m ³ /s)	備考
水道用水	2	2.178	
工業用水	2	2.104	
農業用水	許可	11	かんがい面積約13,000ha
	慣行	76	かんがい面積約400ha
発電用水	14	669.16	従属発電を除く
その他	7	0.141	
合計	112	712.074	



出典：一級河川大井川水系 中流七曲りブロック河川整備計画（令和元年7月 静岡県）を基に作成

目 標	備 考
令和6年度末に期限を迎える水利権の更新	

I サービス基盤	戦略2 安心で安全な水道用水の供給
重点施策	適切な水質管理の維持とリスク対応

取組内容	<p>安心で安全な水道用水を供給するため、水質検査計画、水安全計画等に基づいた水質管理・危機管理を実施します。</p> <p>1 水質管理体制の維持・最適化</p> <p>企業団が受水団体に供給する水道用水について、水質検査を行う場所・検査項目・検査回数について定めた「水質検査計画」（毎年策定・公表）を着実に実行することにより水源から市配水池（受水点）までの水質管理を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去の測定結果により検査項目・検査回数を決定します。 ・高水準な検査精度（環境省精度管理調査で第1群の評価）を維持するために、検査機器の計画的な点検・更新、検査技術の維持・向上及び企業団が定めた検査手順による結果が国の定める精度を満たしているか評価する「水道水質検査方法の妥当性評価」を実施します。 <p>2 水質危機管理対応</p> <p>水源から市配水池（受水点）までのプロセスにおいて存在する危害を抽出・特定し、それらに対する対応方法をまとめた「水安全計画」（平成24年度策定・令和5年度最新改訂）に基づき水質危機管理を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・急激な水質変化（高濁度等）に対応した浄水処理を行います。 ・水質トラブルの新たな事象が起こった場合は随時、計画の改訂を行います。 ・水質トラブル時の対応方法について研修を行います。 	
	目 標	備 考
	水質検査計画の検査実施回数による実施率 100% 水質基準不適合率 0% 環境省外部精度管理第1群評価の取得、維持	

I サービス基盤	戦略3 施設更新事業の推進	
重点施策	施設更新事業の着実な推進	「最重要戦略」 推進プロジェクト

取組内容	令和5年度に策定した施設更新実施計画を着実に履行します。							
	1 計画実施による効果							
	施設更新実施計画に基づき、老朽化する施設を更新することにより、耐震化率の向上、既設施設の抱える課題を解消するとともに、将来の水需要の減少に対応する施設規模への適正化が図られます。							
	2 計画の進め方							
	施設更新は長期にわたるため、定期的に計画の見直しを行います。事業の実施に当たっては、環境に配慮、新技術の活用による施設の長寿命化及びコスト縮減に努めます。							
	3 施設更新実施計画 R6～10 の予定							
	企業団の経営基盤の強化につながる施設整備事業と「耐震化率の向上」と「課題の解消」から優先順位を決め、令和6年度から令和10年度は優先順位1・2の実施を予定しています。							
	優先順位	整備内容	整備期間					
			R5	R6	R7	R8	R9	R10
	1	榛南水道との連絡管整備	←	→				
島田市天神原配水池への送水管等整備					←	→		
2	大須賀線の代替、布設替ルート整備			←	→			
	掛川線の代替ルート整備			←	→			
施設更新実施計画は、令和9年度から実施となりますが、榛南水道との統合は令和11年度予定のため、前倒しで実施しております。また、令和8年度以前から期間に入っている整備事業は、令和9年度から着工できるように事前に設計等を実施する予定です。								
目 標						備 考		
確実な施設更新計画の履行								

I サービス基盤	戦略4 設備の適正な維持管理
重点施策	設備保守計画（更新計画）の履行

取水・浄水・送水施設における電気・機械設備について、「設備保守計画」に基づき、計画的に点検・修繕・更新を行い、設備の健全性を確保します。

点検の結果を基に、随時、頻度や修繕方法等の見直しを行い、設備の機能維持と長寿命化を図ります。

令和5年～16年頃を目途に、創設期に整備された浄水場を主とする各設備の更新事業を計画しており、実施にあたっては、機能向上、コスト削減、新技術等の導入を図ります。特に戦略期間である令和10年までは大規模改修、更新事業が多いことから、確実な設備の更新計画履行を重点施策として位置付けします。

<各設備の更新計画> ※赤文字…戦略期間内の実施対象設備

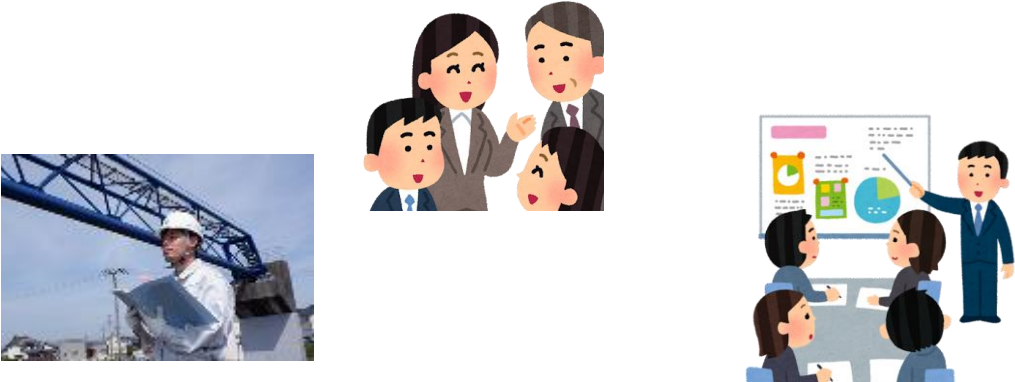
主要設備の更新計画（4条予算分）		2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034
		(R5)	(R6)	(R7)	(R8)	(R9)	(R10)	(R11)	(R12)	(R13)	(R14)	(R15)	(R16)
取組内容 相賀浄水場内	浄水場薬注設備(次亜、PAC)	設備施工											
	浄水場ろ過池設備	実施設計		1系ろ過池 機器製作	設備施工	設備施工	設備施工	2系ろ過池 機器製作	設備施工	設備施工	設備施工		
	浄水場中央情報処理設備(浄水場分)	機内、場外施工 更新システム、機内設備	場外施工										
	浄水場受変電設備		機器製作	設備施工	設備施工								
	浄水場動力設備(兼注、浄水系)		機器製作 兼注動力	設備施工	設備施工		機器製作 浄水次動力	設備施工					
	浄水場汚泥動力設備					機器製作	設備施工	設備施工					
	浄水場脱水機設備		実施設計		機器製作	設備施工	設備施工	設備施工					
	浄水場緩速攪拌機設備						実施設計 1系に先行	機器製作 2系攪拌池	設備施工	設備施工	機器製作 1系攪拌池	設備施工	設備施工
	浄水場大沈池機械設備						実施設計	機器製作 2系沈澱池	設備施工	設備施工	機器製作 1系沈澱池	設備施工	設備施工
	浄水場導水ポンプ設備								実施設計	機器製作	設備施工		
浄水場自家発電設備					実施設計	機器製作	設備施工						
浄水場汚泥処理設備						機器更新		実施設計	機器製作	設備施工	設備施工		
取組内容 浄水場外	川口取水工電気関連設備				実施設計 取水工計設備	機器製作	設備施工						
	浄水場中央情報処理設備(場外分)	機内、場外施工 ポンプ室、計装室、場外機設備	場外施工										
	ポンプ場電気設備					実施設計	実施設計	設備施工					
	場外電気計装設備			LPS更新 ポンプ室、計装室	機器製作	設備施工							
	ポンプ場送水ポンプ設備							機器製作	ポンプ更新 1号ポンプ	ポンプ更新 3号ポンプ	ポンプ更新 4号ポンプ	ポンプ更新 5号ポンプ	

<進行管理>

- ・計画実施の状況確認
- ・劣化状況、保守状況、優先順位、懸案事項等に変化があれば計画見直し

目標	備考
確実な設備更新計画の履行	

Ⅱ 経営基盤	戦略5 持続可能な体制の整備
重点施策	持続可能な運営体制の構築と人材(財)育成



取 組 内 容	<p>通常の維持管理業務に加え、施設更新実施計画に基づく更新事業を着実に推進するため、運営体制の構築と人材(財)育成に努めます。</p> <p>1 運営体制づくり</p> <p>更新事業等経営環境に対応した効率的な運営体制を構築します。また職員個々のワークライフバランスの充実を図り、働きやすく活力ある職場づくりを行います。</p> <p>(1) 業務改善</p> <p>現在の定例業務、事務手続き等について、業務改善や DX 等の活用などを含めた見直しを行い、効果的・効率的な執行に努めます。</p> <p>(2) 体制の見直し</p> <p>維持管理主体の運営体制から大規模更新事業に伴う建設担当所管を加えた体制に移行するため、管路工事における DB の活用等による人員体制を踏まえた運営体制を構築していきます。</p> <p>2 人材(財)育成</p> <p>職種別、段階別に応じた教育・研修計画を実施することにより、職員個々の知識・技術の向上を図り、業務上必要な資格取得も引き続き後押しします。</p>
	

目 標	備 考
特定事業主行動計画の目標達成(時間外勤務時間→月 45 h 未 満、休暇取得→年 15 日以上 等) 外部研修時間→年 20 時間以上/人	

Ⅱ 経営基盤	戦略6 持続可能な財政運営	
重点施策	安定経営の維持と施設更新財源の確保	「最重要戦略」 推進プロジェクト

取 組 内 容	<p>安いで安全な水道用水を安定供給するために、水道施設を適正に管理し、長期的にわたる施設更新が推進できるように、安定経営の維持と施設更新財源を確保していきます。</p> <p>1 安定経営の維持 企業団では、これから施設更新実施計画による本格的な更新事業が始まりますが、適正な料金設定により安定経営を維持します。</p> <p>2 施設更新財源の確保 更新財源には、補助金の確保や企業債の借入を予定します。企業債については、長期財政収支を踏まえ、経営に最低限必要な給水収益6か月分の内部留保資金を確保できるよう充当率を調整する等の柔軟な運用を行うことで利息負担の軽減を図ります。 施設更新事業は、環境への配慮や施設の長寿命化、コスト縮減のため、定期的に計画の見直しを行うことから、それに合わせて財政収支見通しの見直しを行います。</p> <p>《財政収支見通し R6～55 (R5 時点)》</p>																						
	<p>単位：百万円</p> <p>《企業債充当率》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R5～10</th> <th>R11～15</th> <th>R16～20</th> <th>R21～25</th> <th>R26～30</th> <th>R31～35</th> <th>R36～40</th> <th>R41～45</th> <th>R46～50</th> <th>R51～55</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>企業債充当率</td> <td>65%</td> <td>80%</td> <td>0%</td> <td>10%</td> <td>45%</td> <td>55%</td> <td>30%</td> <td>75%</td> <td>0%</td> <td>0%</td> </tr> </tbody> </table>			R5～10	R11～15	R16～20	R21～25	R26～30	R31～35	R36～40	R41～45	R46～50	R51～55	企業債充当率	65%	80%	0%	10%	45%	55%	30%	75%	0%
	R5～10	R11～15	R16～20	R21～25	R26～30	R31～35	R36～40	R41～45	R46～50	R51～55													
企業債充当率	65%	80%	0%	10%	45%	55%	30%	75%	0%	0%													
目 標		備 考																					
経常収支比率 100%以上 企業債充当率 65%以内																							

Ⅱ 経営基盤	戦略7 地域社会との共生
重点施策	水道事業への理解の促進

取組内容	<p>安心で安全な水道用水を安定的に供給するため、地域の皆様や小学生の浄水場施設見学を受け入れ、水道事業への理解の促進に努めます。また、関係機関や地域の皆様との連携・協力を努めます。</p> <p>1 浄水場施設見学の受入れ 水道事業に対する理解を深めてもらうため、小学生等への施設見学を通して、水道の仕組みや大切さを伝えます。</p> <p>2 関係機関・地域との連携</p> <p>(1) 関係機関との連携 事業の円滑な推進には、受水団体や道路管理者等の関係機関との連携・協力が不可欠となるため、関係機関との綿密な協議・調整を行います。</p> <p>(2) 地域との連携 長期間にわたる管路の布設を円滑に進めるため、地域の皆様に丁寧な説明を行い、事業への理解を得られるように努めます。</p>	
	 	

目 標	備 考
見学受入回数 50 回以上	

Ⅱ 経営基盤	戦略8 環境との調和
重点施策	再生可能エネルギーと環境負荷軽減機器の導入

取組内容

地球温暖化による気候変動に伴い、河川流量の変化や水質の変化など、用水供給への影響が懸念されています。企業団でも環境負荷軽減のため、脱炭素化の取組を推進します。

1 再生可能エネルギーの導入
送水施設等の高低差による位置エネルギーを電気エネルギーとして活用する小水力発電の導入を検討します。

2 環境負荷軽減機器の導入
環境負荷軽減機器等の導入や運用改善により、エネルギー効率を最大化することで、エネルギー消費量・温室効果ガス排出量の削減を検討します。
また、企業団では、現在、環境に配慮した公用車を所有していません。今後、更新時期が到来した公用車については、可能な限り、環境負荷軽減に資する電気自動車等を導入します。

※ 電気自動車等＝電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）、ハイブリッド自動車（HEV）

目 標	備 考
小水力発電の導入検討 更新を迎えた公用車を電気自動車等に入替	

Ⅲ連携基盤	戦略9 地域連携による水道広域化
重点施策	榛南水道統合事業の推進

企業団は、県の水道広域化推進プランに基づき、令和11年4月に大井川広域水道と県企業局の榛南水道との事業統合を目指します。

令和11年4月に統合して用水供給開始するため、連結管整備を令和5年度から着手し、令和10年度までに完了する予定です。

1 統合によるメリット

- ・ 広域連携等による水道基盤の強化
- ・ 施設の統廃合による経営の合理化及び業務の効率化
- ・ 榛南水道の受水団体の負担軽減（更新費用・維持管理費用）

2 連結図

凡例

大井川広域水道	施設	
	新規	（赤線）
	増径(1)	（青線） 第5条(1)
榛南水道 (2市供用配水管)	増径(2)	（水色線） 第5条(2)
	更新	（緑線）
	廃止	（黒線）

連結送水管①
（牧之原線分岐～地蔵峠線分岐）
増径(1)、L=4,550m

連結送水管①
（地蔵峠線分岐～新一の谷）
新設、L=6,330m

連結送水管②
（右岸第3調整池～朝比奈原線分岐）
増径(1)、L=2,340m

連結送水管②
（朝比奈原線分岐～須々木接続）
増径(2)、L=5,390m

連結送水管③
（大江配水池～御前崎配水池）
L=12,882m ※企業局施工

（局）電取山調整池（廃止）
（局）榛南浄水場（廃止）
（牧）新一の谷配水池
（局）不動山調整池（廃止）
（牧）大江配水池
（局）御前崎配水池
（牧）小坂橋配水池
（局）地蔵方調整池（廃止）
（牧）鶴守山配水池

（局）右岸第3調整池
（局）朝比奈原調整池
（局）御前崎調整池


静岡県水道広域圏
1:75,000
作成：令和5年3月16日

取組内容

目標	備考
令和11年4月からの水道用水供給開始	

Ⅲ連携基盤	戦略 10 官民連携による民間技術の活用
重点施策	官民連携による水道事業の推進

「最重要戦略」
推進プロジェクト

取組内容	<p>企業団の施設は、送水開始から 35 年以上が経過し、更新時期を迎えています。更新規模が非常に大きいため、技術・人材ともに不足することが想定されます。</p> <p>このため、民間の技術や人材の活用により更新事業を進められるよう、官民連携導入の可能性を探ります。</p>	
	<p>1 官民連携を導入するメリット</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 技術職員不足による技術力の補完 ・ 一括発注による工期の短縮 <p>2 検討する官民連携</p> <p>官民連携については、一般的な業務委託からコンセッション方式まで、様々な形態が存在します。</p> <p>近年中に実施する企業団の電気設備更新工事では、通常の建設工事契約ではなく、BM契約※1による入札を予定しています。</p> <p>また、企業団の施設更新は、当面、管路更新が中心となるため、民間企業の創意工夫による工期短縮、品質の向上、また事務負担の軽減を図ることが期待できる設計と施工を一括発注する管路DB（デザインビルド）の導入に向けて取り組みます。</p> <p>※1 BM契約…建設工事（B＝ビルド）と長期間の保守点検業務（M＝メンテナンス）を組み合わせた契約形態。近年、県企業局の電気設備工事で契約実績あり。</p> <p>3 水道事業に関するPPP/PFI提案窓口の開設</p> <p>民間事業者の創意工夫やノウハウ、アイデアを広く受け付け、民間提案の積極的な活用を図るべく、企業団HPにPPP/PFI提案窓口を開設します。</p>	
	目 標	備 考
	管路更新における官民連携の導入	

Ⅲ連携基盤	戦略 11 DX等の導入
重点施策	DXの導入検討

取 組 内 容	<p>抜本的な業務の最適化や課題解消、経費削減、脱炭素化等に資するDXを見据え、多岐にわたる新技術の中から企業団において実効的な技術の情報収集と導入可能性調査を行います。</p> <p>1 導入する新技術の検討 事務・技術を問わず様々な業務の新技術について、導入の可能性を検討します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業団の特性に合致する新技術の絞り込み ・新技術の研修やヒアリング、視察等を行い、詳細な情報収集 <p>2 導入可能性調査 新技術の絞込みや情報収集を経て、新技術導入による目的達成と課題解決の可否の検証を行う。併せて、施設への適合性や費用対効果等を調査する。 検証・調査結果に基づき、効果の高い新技術については、導入に取り組む。</p> <p>（現状の検討内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中央監視設備の通信回線の二重化、クラウド情報配信等の導入 ・タブレット端末を活用した施設管理情報のデジタル化 ・点群データによる管路台帳の3次元モデル化 ・勤怠管理の電子化 ほか 	
	目 標	備 考
	DX等の新技術導入 5件/5年	



第6章



経営計画（投資・財政計画）

1 投資・財政計画の概要

- (1) 趣旨 ----- 6-1
- (2) 計画の構成 ----- 6-1

2 投資・財政計画（収支計画）

- (1) 留意事項及び設定事項 ----- 6-2
- (2) 建設改良費と財源 ----- 6-2
- (3) 損益と内部留保資金 ----- 6-3
- (4) 財政収支見通し ----- 6-4
- (5) 主な経営指標の見通し ----- 6-6

3 投資試算

- (1) 長期の投資試算 ----- 6-7
- (2) 計画期間中の施設更新事業 ----- 6-7
- (3) 設備保守計画 ----- 6-7

4 財源試算

- (1) 長期の財源試算 ----- 6-8
- (2) 計画期間中の財源試算 ----- 6-8

5 その他の経費

- (1) 設定事項 ----- 6-9

6 計画に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

- (1) 投資の合理化、費用の見直しについての検討状況等 ----- 6-10
- (2) 財源についての検討状況等 ----- 6-10
- (3) 投資以外の経費についての検討状況等 ----- 6-10

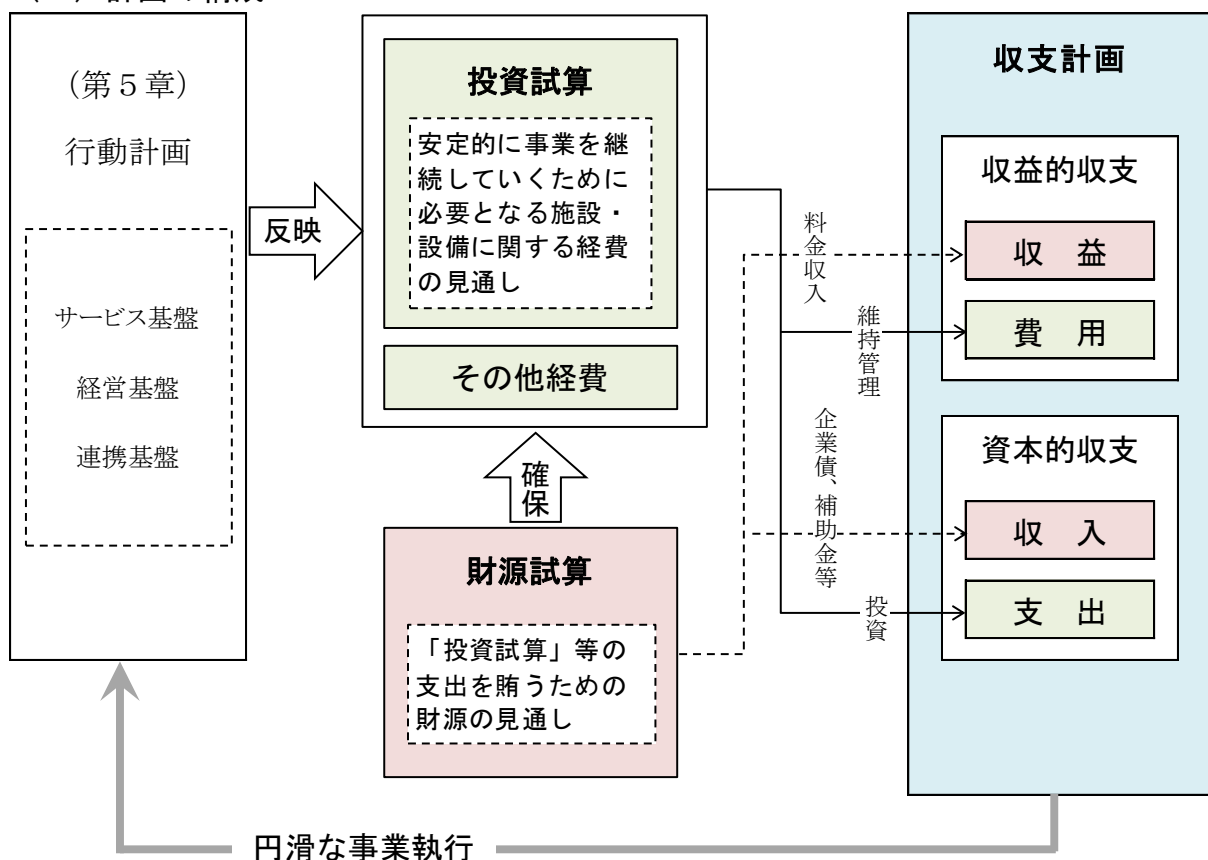
1 投資・財政計画の概要

（1）趣旨

投資・財政計画は2019(令和元)年度から2028(令和10)年度までの10年間に
おいて、第5章による行動計画を反映させた形で計画を策定しました。

今回の改定にあわせ、5年間の執行実績や令和5年度の施設更新実施計画
の策定を踏まえた令和5年度までの長期の収支見直しを行い、計画を見直し
ました。

（2）計画の構成



投資試算

将来にわたって安定的に事業を継続していくために必要となる施設・設備に関する経費（整備、更新、修繕、点検、調査・測量等）の見通しを試算した計画とします。

財源試算

「投資試算」等の支出を賄うための財源の見通しを試算した計画とします。
主なものは、用水供給料金、企業債、補助金です。

その他経費

「投資試算」以外の経費の見通しを試算します。

2 投資・財政計画（収支計画）

今後、施設更新事業や設備保守計画に基づく更新事業により、建設改良費及び減価償却費が増加し、現行給水料金単価では、令和11年度に収益的収支が赤字、令和20年度以降に内部留保資金がマイナスとなる見込みとなりました。

このため、中長期に渡り、安定経営を維持し、施設更新事業等の更新事業を継続するため、給水料金単価を見直し、内部留保資金を確保する必要があります。

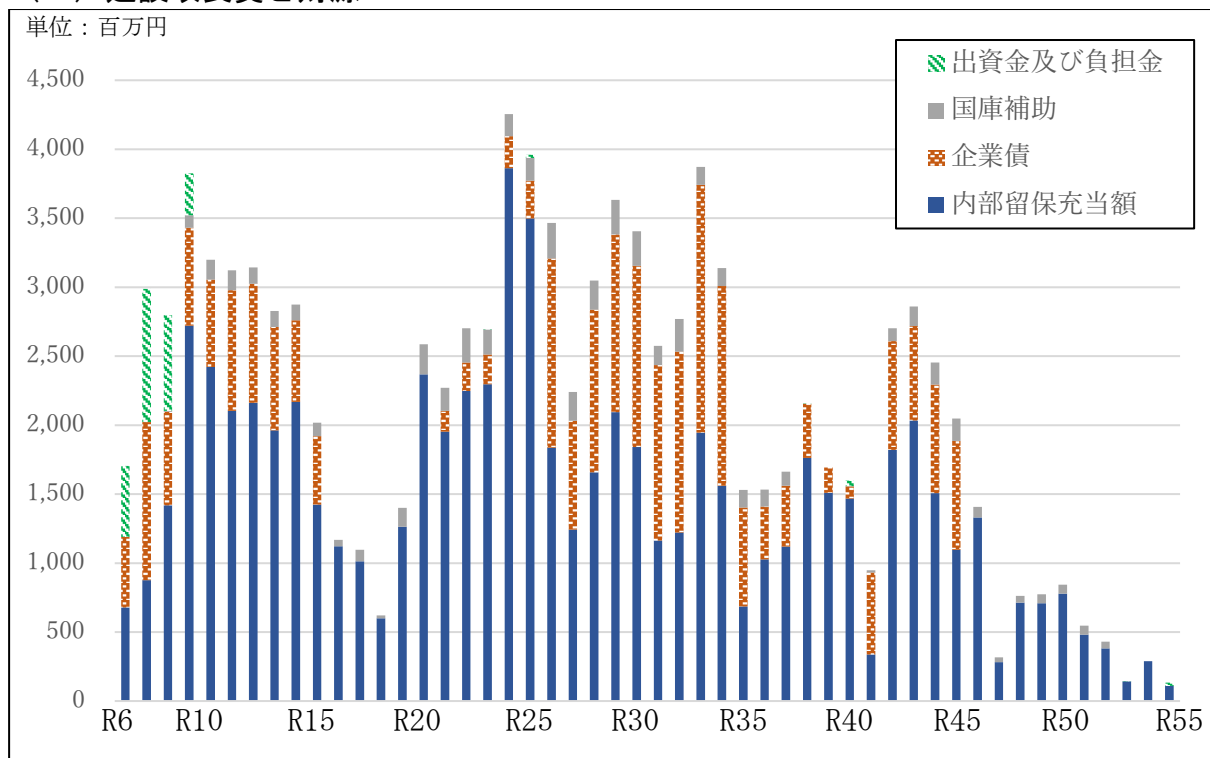
（1）留意事項及び設定事項

- ・収益的収支の安定経営のため、適正な給水収益を確保
- ・将来に亘る施設更新事業を見据えた適正な内部留保資金を確保するため、企業債充当率を設定

	R5～10	R11～15	R16～20	R21～25	R26～30	R31～35	R36～40	R41～45	R46～50	R51～55
企業債充当率	65%	80%	0%	10%	45%	55%	30%	75%	0%	0%

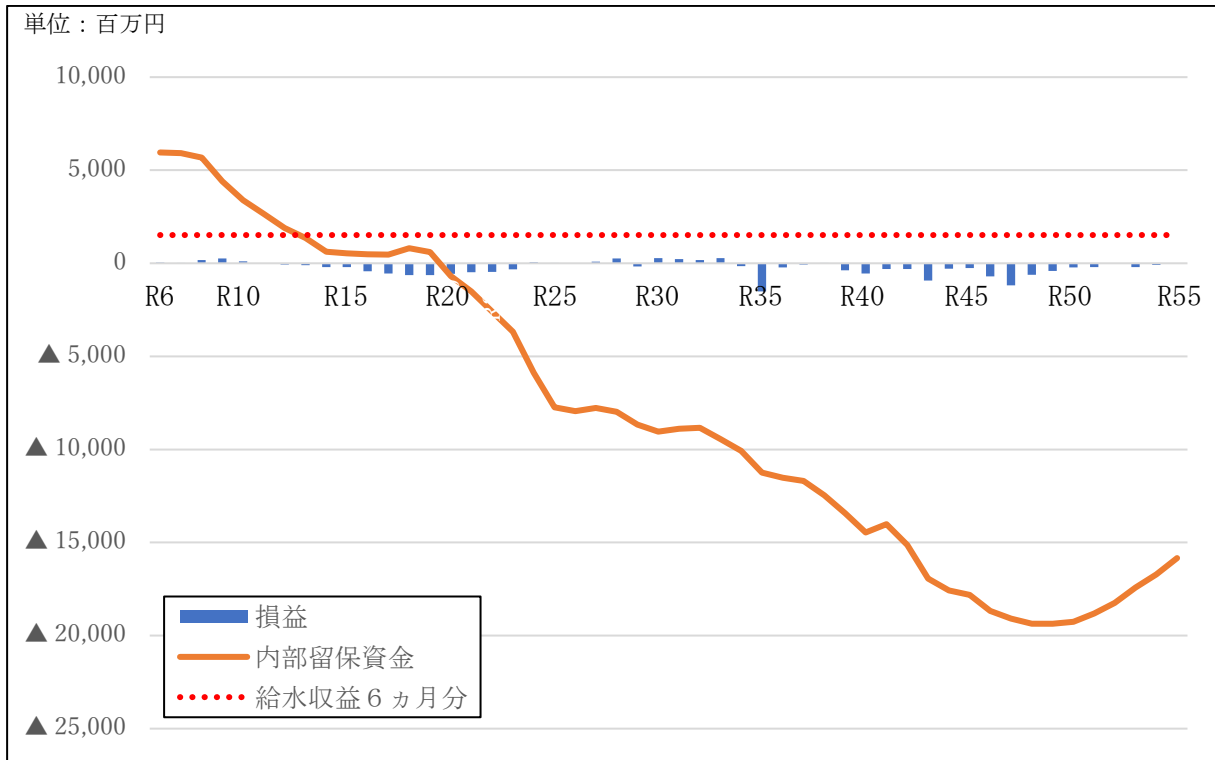
- ・内部留保資金は、運転資金として給水収益2ヵ月分、災害時の備えとして給水収益4ヵ月分を合わせた給水収益6ヵ月分を最低限確保

（2）建設改良費と財源

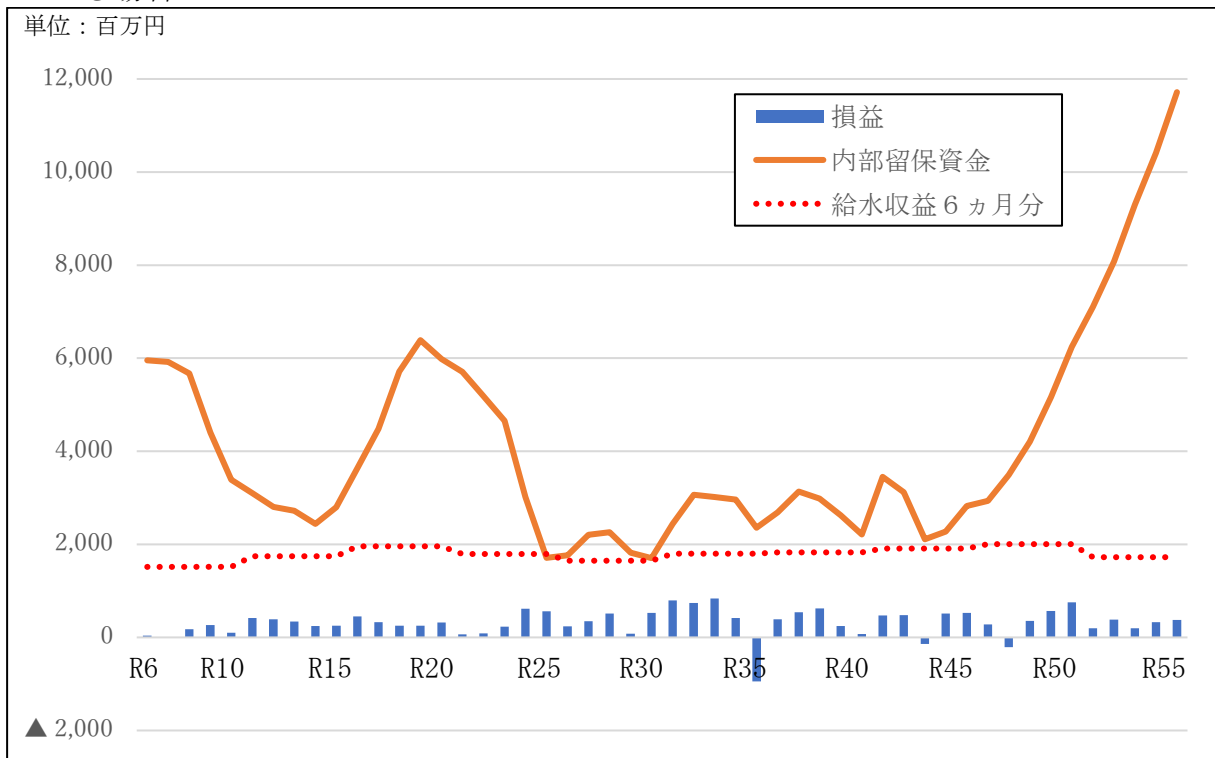


（3）損益と内部留保資金

ア 料金改定しない場合



イ 令和11年度以降5年度ごと料金を見直し、給与収益6ヵ月分を最低限確保する場合



第6章 経営計画（投資・財政計画）

（４）財政収支見通し（令和6年度～令和10年度）

投資・財源試算に基づく財政収支見通しは以下のとおり。

収益的収入及び支出（税抜）

（単位：千円）

項 目		R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R6～10計
収益	営業収益	3,035,658	3,131,122	3,068,702	3,067,161	3,067,936	15,370,579
	給水収益	3,031,808	3,031,808	3,031,808	3,039,820	3,031,808	15,167,052
	その他の営業収益（管理受託収益）	3,850	99,314	36,894	27,341	36,128	203,527
	営業外収益	1,080,432	983,346	981,412	974,025	964,181	4,983,396
	県補助金	504,616	393,620	387,278	381,112	375,120	2,041,746
	受取利息及び配当金	11,477	11,477	11,477	11,477	11,477	57,385
	長期前受金戻入	564,339	578,249	582,657	581,436	577,584	2,884,265
	計 A	4,116,090	4,114,468	4,050,114	4,041,186	4,032,117	20,353,975
費用	営業費用	3,988,474	4,060,391	3,828,318	3,741,571	3,898,090	19,516,843
	人件費	216,981	216,981	216,981	216,981	216,981	1,084,905
	動力費	327,304	262,267	262,267	262,267	262,267	1,376,372
	修繕費	308,670	597,423	330,190	221,533	311,683	1,769,499
	薬品費	74,934	74,934	74,934	74,934	74,934	374,670
	委託料	296,437	265,422	238,928	266,996	242,773	1,310,556
	ダム管理費等	733,796	578,877	569,196	559,786	550,639	2,992,294
	その他維持管理費	54,005	54,005	54,005	54,005	54,005	270,025
	減価償却費等	1,976,347	2,010,482	2,081,817	2,085,069	2,184,808	10,338,522
	営業外費用	92,319	49,624	42,363	36,239	36,602	257,147
	支払利息及び企業債取扱諸費	58,445	49,624	42,363	36,239	36,602	223,273
	企業債利息	58,445	49,624	42,363	36,239	36,602	223,273
	雑支出	33,874	0	0	0	0	33,874
	計 B	4,080,793	4,110,015	3,870,681	3,777,810	3,934,692	19,773,990
当期純利益又は純損失 A-B		35,297	4,453	179,433	263,376	97,425	579,985

資本的収入及び支出（税込）

（単位：千円）

項 目		R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R6～10計
収入	出資金						
	県出資金	137,420	110,061	87,900	60,627	45,508	441,516
	市出資金	264,000	732,000	471,000	292,000	0	1,759,000
	企業債	510,000	1,145,000	678,000	710,000	634,000	3,677,000
	国庫補助金等	0	0	5,800	92,168	142,482	240,450
	負担金	260,895	245,620	244,978	38,508	30,164	820,165
	計 C	1,172,315	2,232,681	1,487,678	1,193,303	852,154	6,938,131
支出	建設改良費						
	施設更新等整備費	1,121,294	891,374	1,561,475	3,159,106	3,155,871	9,889,120
	負担金	571,200	2,080,571	1,205,572	628,393	0	4,485,736
	建設利息	11,848	16,232	30,946	38,766	41,983	139,775
	企業債償還金	556,558	485,737	448,625	383,002	346,749	2,220,671
	その他	1,000	0	0	0	0	1,000
	計 D	2,261,900	3,473,914	3,246,618	4,209,267	3,544,603	16,736,302
資本的収入が支出に不足する額 D-C		1,089,585	1,241,233	1,758,940	3,015,964	2,692,449	9,798,171
企業債残高		3,829,910	4,489,173	4,718,548	5,045,546	5,332,797	
内部留保資金		5,953,009	5,921,985	5,674,464	4,399,592	3,385,598	

《 参 考 》

財政収支見通し（令和11年度～令和15年度）

収益的収入及び支出（税抜）

（単位：千円）

項 目		R11 2029	R12 2030	R13 2031	R14 2032	R15 2033	R11～15計
収益	営業収益	3,539,438	3,503,582	3,488,804	3,488,804	3,489,809	17,510,437
	給水収益	3,487,539	3,487,539	3,487,539	3,487,539	3,487,539	17,437,695
	その他の営業収益（管理受託収益）	51,899	16,043	1,265	1,265	2,270	72,742
	営業外収益	1,109,724	1,103,087	1,095,505	1,084,305	1,025,042	5,417,663
	県補助金	369,294	363,632	358,130	352,780	347,581	1,791,417
	受取利息及び配当金	11,477	11,477	11,477	11,477	11,477	57,385
	長期前受金戻入	728,953	727,978	725,898	720,048	665,984	3,568,861
	計 A	4,649,162	4,606,669	4,584,309	4,573,109	4,514,851	22,928,100
費用	営業費用	4,179,135	4,153,109	4,170,391	4,251,250	4,184,132	20,938,016
	人件費	216,981	216,981	216,981	216,981	216,981	1,084,905
	動力費	293,083	293,083	293,083	303,946	303,946	1,487,141
	修繕費	337,731	227,674	145,178	144,349	130,365	985,297
	薬品費	83,739	83,739	83,739	86,843	86,843	424,903
	委託料	230,082	242,388	265,401	254,307	239,575	1,231,753
	ダム管理費等	541,748	533,106	524,707	516,542	508,606	2,624,709
	その他維持管理費	54,005	54,005	54,005	54,005	54,005	270,025
	減価償却費等	2,421,766	2,502,133	2,587,297	2,674,277	2,643,811	12,829,283
	営業外費用	53,290	61,423	69,423	75,954	80,422	340,512
	支払利息及び企業債取扱諸費	53,290	61,423	69,423	75,954	80,422	340,512
	企業債利息	53,290	61,423	69,423	75,954	80,422	340,512
	雑支出	0	0	0	0	0	0
	計 B	4,232,425	4,214,532	4,239,814	4,327,204	4,264,554	21,278,528
当期純利益又は純損失 A-B		416,737	392,137	344,495	245,905	250,297	1,649,572

資本的収入及び支出（税込）

（単位：千円）

項 目		R11 2029	R12 2030	R13 2031	R14 2032	R15 2033	R11～15計
収入	出資金						
	県出資金	21,034	14,508	7,533	0	0	43,075
	市出資金	0	0	0	0	0	0
	企業債	875,000	863,000	750,000	592,000	497,000	3,577,000
	国庫補助金等	144,008	118,803	114,990	113,966	95,700	587,467
	負担金	93,516	98,795	114,712	128,010	142,526	577,559
	計 C	1,133,558	1,095,106	987,235	833,976	735,226	4,785,101
支出	建設改良費						
	施設更新等整備費	3,088,346	3,110,071	2,795,077	2,842,324	1,986,362	13,822,180
	負担金	0	0	0	0	0	0
	建設利息	33,580	32,820	32,080	31,274	30,355	160,109
	企業債償還金	352,511	357,998	367,932	359,853	366,158	1,804,452
	その他	0	0	0	0	0	0
	計 D	3,474,437	3,500,889	3,195,089	3,233,451	2,382,875	15,786,741
資本的収入が支出に不足する額 D-C		2,340,879	2,405,783	2,207,854	2,399,475	1,647,649	11,001,640
企業債残高		5,855,286	6,360,288	6,742,356	6,974,503	7,105,345	
内部留保資金		3,097,578	2,803,351	2,718,777	2,441,005	2,798,028	

（５）主な経営指標の見通し

財政収支見通しに基づく主な経営指標は以下のとおり。

指標	指標の意味	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028
経営収支比率（％）	経常費用が経常収益によってどの程度賄われているかを表す指標である。この比率が高いほど経常利益率が高いことを表し、これが100%未満であることは経常損失が生じていることを意味する。	100.86	100.11	104.64	106.97	102.48
累積欠損金比率（％）	事業体の経営状況が健全な状態にあるかどうかを、累積欠損金の有無により把握しようとするもので、営業収益に対する累積欠損金の比率をいう。	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
企業債残高対給水収益比率（％）	給水収益に対する企業債残高の比率であり、企業債残高の規模を表す指標である。企業債元利償還金全体が、どの程度経営（料金収入）の圧迫要因になっているかを示している。	126.32	148.07	155.63	165.98	175.89
料金回収率（％）	給水に係る費用が、どの程度給水収益で賄えているかを表した指標であり、料金水準等を評価することが可能である。料金回収率が100%を下回っている場合、給水にかかる費用が水道料金による収入以外に他の収入で賄われていることを意味する。	86.22	85.84	92.21	95.10	90.31
	ダム関連経費(県留保3.8t分)を除いた実質的な料金回収率(%)	100.66	96.61	104.52	107.98	101.67
給水原価（円）	有収水量1立方メートル当たりについて、どれだけの費用がかかっているかを表す指標である。	92.73	93.13	86.71	84.08	88.53
	ダム関連経費(県留保3.8t分)を除いた実質的な給水原価(円)	79.42	82.75	76.49	74.05	78.64
供給単価（円）	有収水量1立方メートル当たりの給水収益を表す指標である。	79.95	79.95	79.95	79.96	79.95
施設利用率（％）	配水能力に対する配水量の割合を表すもので、施設の利用状況を総合的に判断する上で重要な指標である。配水能力に対する配水量の比率を示す。	64.65	64.65	64.65	64.81	64.65

3 投資試算

目標	・施設更新実施計画と設備保守計画の確実な履行
----	------------------------

（1）長期の投資試算

施設更新実施計画により、浄水・送水施設を中心として、令和55年度までの施設更新を行います。また、設備保守計画により耐用年数を経過し、老朽化した設備を更新していきます。

（2）計画期間中の施設更新事業

施設更新実施計画で優先順位1に位置付けている榛南水道との連結管整備及び天神原受水点の送水施設整備を行います。

また、優先順位2として大須賀線の代替・布設替ルート整備などを行います。

（単位：百万円）

優先順位	箇所	R6	R7	R8	R9	R10	計
1	御前崎・大江線及び 新一の谷線整備 ※（ ）内は榛南2市負担分	772 (530)	2,101 (1,466)	1,224 (944)	616 (585)	0	4,713 (3,525)
	島田市天神原配水池 への送水管等整備	0	40	0	13	50	103
2	大須賀線の代替、 布設替ルート整備	0	107	18	302	740	1,167
	掛川線の代替ルート 整備	0	51	26	389	328	794
	計	772	2,299	1,268	1,320	1,118	6,777

（3）設備保守計画

取水・浄水・送水施設における電気・機械設備について、耐用年数を経過し、老朽化した浄水場動力設備、ろ過池設備、脱水機設備などの更新を行います。

（単位：百万円）

区分	R6	R7	R8	R9	R10	計
取水設備	0	0	0	0	0	0
浄水設備	498	300	1,215	2,062	1,927	6,002
送水設備	36	101	12	286	0	435
計	534	401	1,227	2,348	1,927	6,437

4 財源試算

目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 将来を見据えた適正な料金収入の確保 ・ 安定経営を支える内部留保資金の確保 ・ 経常収支比率 100%以上 ・ 企業債残高対給水収益比率 120%未満
----	--

（1）長期の財源試算

令和 52 年度までの施設更新事業等が実現可能となるように以下のとおり、財源試算を行いました。

設定条件	<ul style="list-style-type: none"> ○ 給水収益は、令和 6 年度当初予算見込値を令和 10 年度まで据置 その後は、経常収支比率 100%以上を維持できるよう 5 年ごと給水収益を見直し ○ 施設更新事業等の財源として国庫補助金、企業債、内部留保資金を見込む 企業債充当率は、長期的収支見込を踏まえ、内部留保資金が給水収益の 6 ヶ月分を最低限確保できるよう、料金算定期間の 5 年ごとに変動 (給水収益 6 ヶ月 = 運転資金 2 ヶ月分 + 災害時の備え 4 ヶ月)
------	---

（2）計画期間中の財源試算

①給水収益

現行料金（平成 29 年度改定）及び令和元年度の基本水量、使用水量により算出しています。

年度	算定額（千円）	算定の考え方	収支計画
R6～R10 (2024～2028)	15,167,052	基本料金 31 円、使用料金 32 円 基本水量 160,700 m ³ /日 使用水量 118,300 m ³ /日	収益的 収入

②県補助金・県出資金

長島ダム使用権 (5.8m³/s) のうち、静岡県が留保する水量 (3.8m³/s) について県補助金の受入を見込んでいます。

年度	算定額（千円）	算定の考え方	収支計画
R6～R10 (2024～2028)	2,041,746	長島ダム管理費負担金 × 3.8/5.8 (m ³ /s) 長島ダム国有資産等所在市町村交付金相当額納付金 × 3.8/5.8 (m ³ /s)	収益的 収入
R6～R10 (2024～2028)	441,516	長島ダム建設時の企業債元利償還金 × 3.8/5.8 (m ³ /s)	資本的 収入

③企業債

榛南水道統合事業及び施設更新事業について企業債の充当を予定しています。

年度	算定額（千円）	算定の考え方	収支計画
R6～R10 (2024～2028)	3,677,000	企業団負担分は、充当率 65% で算定 榛南 2 市負担分は、充当率 100% で算定	資本的 収入

④国庫補助金

施設更新事業について国庫補助金の充当を予定しています。

年度	算定額（千円）	算定の考え方	収支計画
R6～R10 (2024～2028)	240,450	補助対象事業費×1/3 (生活基盤施設耐震化事業・水道管路緊急改善事業等)	資本的 収入

※ 榛南統合事業分の適用については、調整中であり、本財政収支見通しの財源には見込んでいない。

⑤市出資金

榛南統合事業について榛南2市からの一般会計繰出金の充当を予定しています。

年度	算定額（千円）	算定の考え方	収支計画
R6～R10 (2024～2028)	1,759,000	榛南2市負担額×1/2 (広域化に関する事業に係る地方財政措置)	資本的 収入

5 その他の経費

(1) 設定事項

区 分	内 容
人件費・その他維持管理費	・ R6 当初予算見込値を R7～R55 に据置
動力費	・ 電気料金高騰などの不足の事態に備えて、R3・4実績と R5 補正予算見込値の平均値を R7～R10 に据置 ・ R11 以降は、水量に応じて算定
薬品費	・ R6 当初予算見込値を R7～R10 に据置 ・ R11 以降は、水量に応じて算定
修繕費・委託料	・ 設備保守計画等による額
ダム管理費等	・ 管理費(5.8 m ³ /s 分)は実績ベースに近い R5 当初予算値を R7～R55 に据置 ・ 所在市町村交付金分を計上(5.8 m ³ /s 分)
減価償却費等	・ 事業内容により償却期間を区分 ・ 資産減耗費は資産額の5%を計上 ・ 施設更新事業による既存施設の撤去費
企業債利息	・ 耐用年数に応じた償還期間・利率1.5%・据置無(榛南2市負担分は据置5年)

6 計画に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

（1）投資の合理化、費用の見直しについての検討状況等

区 分	内 容
広域化	県の水道広域化推進プランに基づき、大井川右岸の4市、島田市及び大井上水道企業団は、広域化に向け検討会等を開催しています。将来的には、企業団との統合も目指しているため、広域化に関する検討会等へは積極的に参加します。
民間の資金・ノウハウ等の活用（PPP/PFI等の導入等）	今後は、施設更新実施計画による管路更新事業が主体となっていくため、民間企業の創意工夫による工期短縮や品質の向上、また発注業務の軽減を図ることが期待できる管路DB（管路の設計と施工の一括発注）の導入に向けて取り組みます。
その他の取組	脱炭素を推進するため、省エネルギー対策や再生可能エネルギー導入を図り、環境に配慮した事業活動を検討します。

（2）財源についての検討状況等

区 分	内 容
料金	現行料金体系では、浄水場の設備更新等による減価償却費が増加などによって、令和11年度以降に損益が赤字となることが見込まれるため、令和11年度からの給水料金の改定に向け、受水団体と協議を進めます。
繰入金 （一般会計繰出金）	繰出制度の活用により構成団体の一般会計繰出金を受け入れることで、企業債借入額の低減がなされ、水道料金の抑制にも繋がります。しかし、榛南統合事業以外の今後行う事業で構成団体が一般会計繰出金を行った場合、地方財政措置の対象となるものがR5時点ではありませんが、今後、本制度のほか負担軽減等の制度について注視していきます。

（3）投資以外の経費についての検討状況等

区 分	内 容
委託料・修繕費	これまでの浄水場運転管理などの個別委託から、委託範囲の拡大、包括的委託など、可能性を検討していきます。
動力費	省エネルギー化に取り組むとともに、再生可能エネルギーによる発電設備の導入について検討を行います。



第 7 章



進行管理

進行管理

第4章で示す「経営目標」の実現と「戦略方針」の実践を目指し、各種の取組みを円滑かつ着実に推進するため、経営計画（第5章「行動計画」・第6章「投資・財政計画」）は、PDCAサイクルを活用して「計画・実行・評価・改善」を実行します。

経営戦略の計画期間は、経営戦略PDCAサイクルが中間改定を含めて5年周期と長期間になることから、D（実行）とC（検証）サイクルの下位工程として業務の進捗管理（短期目標）を設定し、年次における短期PDCAサイクルによる進捗管理と改善を実施します。

具体的な進め方として、経営戦略サイクルは5年周期で短期サイクルの進捗状況に基づいて経営目標、戦略方針、行動計画、投資・財政計画等の見直しを行い、短期サイクルは1年周期で行動計画の取組内容に基づいた年間実施計画の設定・業務の進捗管理を行うことで、相互にサイクルを補完する関係性を持たせます。

また、サイクルは行動計画における各取組内容に基づいて実施しますが、行動の方向性を決めるP（計画）やA（改善）の工程では、投資・財政計画（第6章）についても留意・調整することで、経営計画全体の整合を図ります。

I 『経営戦略 2019 2024 改定版』の進行管理（5年周期：経営戦略PDCA）

区分	内容	時期
Plan 計画	○経営戦略の策定又は改定	令和5年度 令和10年度
Do 実行	○行動計画及び投資・財政計画を推進	令和6年度 ～令和10年度
Check 評価	○IIの進捗状況に基づき、経営戦略の進行状況を検証 ○経営環境の変化等の状況を把握・整理	令和5年度 令和10年度
Action 改善	○行動計画の見直し ○必要に応じて経営目標、戦略方針、財政計画等の見直し	令和5年度 令和10年度

II 業務の進捗管理（1年周期：短期PDCA）

区分	内容	時期
Plan 計画	○Iの行動計画について、毎年度、年間実施計画（進捗管理表）を作成	前年2月～ 3月
Do 実行	○計画に沿って業務を実施	4月～3月
Check 評価	○業務の進捗状況の検証、確認（目標達成度、進捗の確認） ○構成団体への報告、公表（毎年度11月頃）	9月～10月 2月～3月
Action 改善	○評価に基づく計画改善、業務改善、業務項目の最適化 ○投資・財政計画等の見直し（財政計画部門への情報提供） ○次年度の実施計画検討と予算要望	11月～3月

P D C Aサイクルを実施していく中で、各業務間の連携の必要性、課題の重複、優先順位についての変更や修正事項が生じた場合は、A（改善）工程において、全般的な見直しを含めた再検討を実施します。

限られた人員と期間で、効率的な進捗が図れるよう、多数の業務項目の中から重点目標を選択・抽出し、業務項目の統合や代替などの再編や、単純化・細分化する等の見直しを行います。



※ 総務省 HP【参考】

経営戦略策定・改正マニュアル https://www.soumu.go.jp/main_content/000789735.pdf

「経営戦略」の改定推進について https://www.soumu.go.jp/main_content/000789736.pdf

(令和4年1月25日付け総財公第6号・総財営第1号・総財準第2号通知)